

総合バイク保険

約款のしおり

普通保険約款・特約

<必ずお読みください>.....	1
<ご契約内容（保証証券）をご確認ください>.....	1
<ご契約後にご注意いただきたいこと>.....	1
1. 契約締結後における留意事項.....	1
2. 契約の中断制度.....	2
3. 解約と解約返戻金.....	2
4. 保険料の払込み猶予期間等の取扱い.....	2
<事故を起こされた時のご注意>.....	2
1. まず、ご連絡を.....	2
2. 必ずご相談を.....	2
3. 被害者には誠意をもって.....	2
<保険金をお支払いできない主な場合>.....	2
<普通保険約款および特約の適用について>.....	2
1. 総合バイク保険・普通保険約款の適用について.....	2
2. 総合バイク保険・特約の適用について.....	2
<総合バイク保険・普通保険約款>.....	3
用語の定義.....	3
第1章 対人賠償条項.....	3
第2章 対物賠償条項.....	5
第3章 搭乗者傷害条項.....	7
第4章 基本条項.....	8
<総合バイク保険・特約>.....	15
(1) 被保険自動車の定義に関する特約（原動機付自転車用）.....	15
(2) 運転者年齢限定特約.....	15
(3) 連転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約.....	15
(4) 自損事故傷害特約.....	15
(5) 無保険車傷害特約.....	17
(6) 人身傷害補償特約.....	19
(7) 人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約.....	26
(8) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約.....	26
(9) 自動車事故弁護士費用等補償特約.....	26
(10) 対物超過修理費用補償特約.....	28
(11) 保険料分割払特約.....	28
(12) 保険料分割払の追加保険料に関する特約.....	30
(13) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約.....	30
(14) 保険証券の不発行に関する特約.....	31
<三井ダイレクト損保 ロードサービスご利用規約>.....	32
<特約一覧>.....	37

<必ずお読みください>

ご注意:eサービス（証券不発行）特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない方は、「保険証券」を「Myホームページに掲示する契約情報の内容」と読み替えてください。

お届けいたしました保険証券は、必ず内容をご確認ください。万一お申込み内容と相違しておりますと、ただちに当社までご連絡ください。

<ご契約内容（保険証券）をご確認ください>

- ご契約内容の氏名および住所、保険期間をご確認ください。
- 記名被保険者をご確認ください。
主に運転される方に相違ありませんか？
- 被保険自動車（ご契約のバイク）をご確認ください。
車検証（自動車検査証、軽自動車届出済証または標識交付証明書）の内容と相違していませんか？
- 運転者年齢条件をご確認ください。
運転者の年齢条件に当てはまらない方が運転された場合は保険の対象にはなりませんのでご注意ください。
- 補償種類と保険金額／特約等の欄をご確認ください。
各補償種類の内容は後述の普通保険約款または特約でご確認ください。（注）
- その他の特約／割増引の欄をご確認ください。
特約の内容は後述の特約で、割増引の内容は重要事項説明書でご確認ください。（注）
(注) 保険証券上の特約は略称表示させていただいている場合がございますので後述特約一覧ごとあわせてご覧ください。

<ご契約後にご注意いただきたいこと>

1. 契約締結後における留意事項

(1) 通知義務など

特にご注意ください

(A) ご契約後、告知いただいた内容のうち、次に掲げる事項（通知事項）の変更がある場合には遅滞なく当社お客様センターにご通知ください。故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

・被保険自動車（ご契約のバイク）の用途・車種・車両番号（車両番号に準ずるものを含む。）
(注)

(注) 用途・車種の変更により、二輪自動車から二輪自動車以外、原動機付自転車から原動機付自転車以外に変更となり、当社の引受範囲外となった場合にはご契約の解約等のお手続きをいただくことになります。

(B) また、以下の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客様センターにご通知ください。ご通知や追加保険料の払込みがない場合、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(a) 被保険自動車（ご契約のバイク）と同一の用途・車種のバイクを新たに取得しバイクの入替をする場合や被保険自動車（ご契約のバイク）の廃車・譲渡・返還に伴い被保険自動車（ご契約のバイク）の所有者、記名被保険者またはそのご家族が既に所有するバイクと入替を行う場合

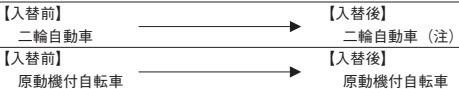
※入替の対象となるのは、下記 1) または 2) のバイクです。

1) 以下のいずれかに該当する方が新たに取得したバイク

- A) 入替前のバイクの所有者
- B) 入替前のご契約の記名被保険者
- C) 入替前のご契約の記名被保険者の配偶者
- D) 入替前のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

なお、「取得」に関しては所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含みます。

2) 入替前のバイクが廃車・譲渡または返還され、その時点で上記 1) の A) ~ D) のいずれかに該当する方が所有（所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含みます。）するバイク
<バイクの入替を適用できる用途・車種区分>



(注) 総排気量 50cc 超 125cc 以下の側車付二輪自動車への入替はできません。

(b) 被保険自動車（ご契約のバイク）を譲渡する場合（このご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡する場合）

(c) 記名被保険者が変更になる場合

(d) 運転者年齢条件を変更する場合（ご契約の運転者年齢条件を充たさない方が運転される場合）

(e) 上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(C) お引越し等によりお申込み時にご記入いただいた住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客様センターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができない場合があります。

(2) ご契約内容の変更に関する留意事項

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加が生じる場合、追加保険料は当社が指定する期日までに当社に払い込みください（「月払」の場合は未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割して払い込みいただきます）。期日までに追加保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約内容の変更日はお申出日の以降となり、さかのぼっての変更・取消はできません。

*通知事項：(F1) 通知義務など[A]（をご参照ください。）に関する変更にあたっては、追加保険料の払込みがなければ、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約内容の変更日は、変更事由が発生した日となります。

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加・返還が生じる場合、追加保険料・返還保険料は短期率（注）と次の算式を用いて計算します。

追加保険料 = | (新条件による年間保険料) - (旧条件による年間保険料) | × 未だ経過していない期間に対応する短期率（注）

返還保険料 = | (旧条件による年間保険料) - (新条件による年間保険料) | × (1 既に経過した期間に対応する短期率（注）)

（注）短期率は下表のとおりです。なお、「月払」でご契約の場合は、月割を用います。

【短期率】

期間	7日迄	15日迄	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
期間	6ヶ月迄	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
短期率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

【月割】

期間	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄	6ヶ月迄
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12
期間	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
月割	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

<「月払」でご契約の場合のご注意>

追加保険料・返還保険料は次の算式を用いて未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割し、変更前の月払保険料から増額・減額します。

増額・減額となる保険料 = (追加保険料または返還保険料) ÷ 未だ経過していない期間に応じた分割回数

* 1 ご契約内容を変更され、保険料の追加が生じる場合で、変更前の月払保険料に増額となる保険料をえた額が 30,000 円超になるときは、未だ経過していない期間分の保険料を一括して払い込みいただきます。

* 2 ご契約内容を変更され、保険料の返還が生じる場合で、変更前の月払保険料から減額となる保険料を差し引いた額がマイナスになるときは、変更前の保険料の残りの期間分を一旦、一括して払い込みいただいた後、返還保険料を一括して返還します。

* 3 ご契約内容を変更され保険料の追加が生じる場合で、かつ、ご契約内容の変更日から変更後の月払保険料をいたくまでの間に保険金をお支払いする事故が生じたときは、クレジットカード会社に対して、クレジットカードの利用限度額および有効性について確認させていただくことがあります。この場合において、確認がとれないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

(3) ご契約が満期になった場合の留意事項

当社のバイク保険は1年毎に契約を更新いただく契約方式となります。ご契約期間中の事故回数や、その結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級などによっては次回のご契約のお引き受け内容が制限される場合があります。

2. 契約の中断制度

バイクを廃車、一時抹消登録もしくは譲渡した、または海外転勤等で海外に出国することになった等の理由により、ご契約を解約する場合または満期時に継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、後日、新たにご契約において、中断されるご契約における保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、所定のノンフリート等級および事故有係種適用期間が決定される「中断制度」があります。なお、ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）から13ヶ月以上ご連絡がない場合には、この制度をご利用できません。また、海外に出国する場合で、出国日が中斷日から6ヶ月を超えるときも、この制度をご利用できませんのでご注意ください。

中断制度	中断証明書発行の主な条件	中断後の新たなご契約の主な条件
国内中斷 被保険自動車（ご契約のバイク）を長期間手放すために一時的にご契約を中断する場合	A) 中断後の新たなご契約の等級（次回適用するノンフリート等級）（注1）が7～20等級であること B) 中断されるご契約の満期日または解約日までに被保険自動車（ご契約のバイク）が廃車、譲渡または貸主に返還（注2）されていること、または、車検満了時に継続検査を受けず、中断されるご契約の満期日または解約日において車検証が効力を持たないこと。	始期日が契約の中断日の翌日から10年以内、かつご契約されるバイクが新規取得バイクであり、その登録日の翌日から1年内であること。
海外中斷 記名被保険者の海外渡航により一時的にご契約を中断する場合	A) 中断後の新たなご契約の等級（次回適用するノンフリート等級）（注1）が7～20等級であること B) 記名被保険者の海外への出国日が、中断されるご契約の満期日または解約日から6ヶ月以内のこと。 C) 記名被保険者が海外から帰国される日より前に結婚された最後の保険契約であること	始期日が記名被保険者の出国日の翌日から10年以内、かつ帰国日の翌日から1年を経過した日以前であること。

（注1）次の等級をいいます。（保険期間が1年のご契約の場合）

・中断されるご契約の保険期間中に事故がなかった場合は、中断されるご契約のノンフリート等級から1つ上がった等級（中斷後の新たなご契約の事故有係種適用期間は、中断されるご契約の事故有係種適用期間から「1年」減算されます。）ただし、中断されるご契約の始期日から中斷日までの期間が1年未満の場合は、中断されるご契約と同一の等級します（中斷後の新たなご契約の事故有係種適用期間は、中断されるご契約の事故有係種適用期間と同一の事故有係種適用期間となります。）。

・中断されるご契約の保険期間中に事故があった場合は、「ノンフリート等級別割引・割増制度」における【ノンフリート等級の決定方法】により決定された等級（中斷後の新たなご契約の事故有係種適用期間は、「ノンフリート等級別割引・割増制度」における【事故有係種適用期間の決定方法】により決定された事故有係種適用期間となります）。詳しく述べる重要な事項説明書をご参照ください。

（注2）貸主に返還とは、1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたリースカーについてリース業者（リース契約に基づき、自動車を有償で貸渡すことを業としている者をいいます。）に返還することをいいます。

※中斷される被保険自動車（ご契約のバイク）と同一の用途・車種に限ります。詳細につきましては当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

3. 約解と解約返戻金

ご契約後、保険契約を解約する場合には、当社お客さまセンターにお申し出ください。解約の条件によって保険料を返還、または未払保険料をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があつても多くの場合お客さまにとって不利な取扱い（注）になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳しく述べる当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

（注）解約に伴う返還保険料は、ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率（「1. 契約締結後における留意事項（2）ご契約内容の変更に関する留意事項」をご参照ください。）を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、ご契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還する保険料はありません。

4. 保険料の払込み猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払い込みください。第2回目以降の保険料の払込期日の翌月末日までにその保険料の払込みがない場合には、その払込期日の翌日以降に生じた事故については保険金をお支払いできなくなります。ご契約を解除させていただくことがあります。

＜事故を起こされた時の注意＞

1. まず、ご連絡を

（1）事故が発生した場合には、まずケガをされた方の救援措置をとり、道路上の危険を除去してください。その後、直ちに最寄りの警察署への届出をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について当社へご連絡ください。当社に直ちにご通知いただかない、支払われる保険金が削減される場合がありますので、くれぐれもご注意ください。なお、人身事故の場合には、警察署の届出にあたり、人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いします。

（2）その後、遅延なく書面により次の事項をお知らせください。

(A) 事故の状況

(B) 被害者の住所・氏名

(C) 目撲者のある場合は、その住所・氏名

(D) 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

2. 必ずご相談を

次の場合は事前に当社にご相談ください。

(1) 被害者と示談される場合

被害者から損害賠償の請求を受けたときには、必ず当社にご相談ください。当社の承認なくご契約者（被保険者）ご自身で被害者と示談された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

(2) 損害賠償責任に関する訴訟を提起される場合、または提起された場合

必ず当社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

3. 被害者には誠意をもって

対人事故・対物事故を起こされた場合には、被害者へのお見舞い、お詫び等できる限り被害者への誠意を尽くしていただくことが円満解決のポイントです。

＜保険金をお支払いできない主な場合＞

特にご注意ください

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

	契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態での事故による損害または傷害	台風・洪水・高潮による損害または傷害	配偶者・父母・子に対する損害賠償	受託物に関する損害賠償
賠償	×（注）	○	×	×	—
対人賠償保険	×	○	×	×	×
対物賠償保険	×	○	×	×	×
傷害	△	△	○		
人身傷害補償特約	△	△	○		
搭乗者傷害保険	△	△	○		
無保険車傷害特約	△	△	×		
自損事故傷害特約	△	△	○		
弁護士費用補償特約	△	△	×		

○：保険をお支払いします。 ×：保険をお支払いできません。 △：その被保険者本人の損害または傷害についてはお支払いできません。 —：対人賠償の対象外です。

（注）重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

*1 対物賠償保険の保険金が支払われない場合は対物超過修理費用補償特約について保険金をお支払いできません。

*2 各傷害保険において、その被保険者の闘争行為、自殺行為によって生じた傷害については保険金をお支払いできません。

*3 上表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。

(a) レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害

(b) 危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害または傷害

(c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害

(d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害

＜普通保険約款および特約の適用について＞

1. 総合バイク保険・普通保険約款の適用について

普通保険約款は、保険証券に条項名または保険金額が記載されている項目について適用されます。なお、第4章基本条項については、全ての契約に適用されます。

2. 総合バイク保険・特約の適用について

特約は、原則保険証券に表示されている特約（注）について適用されます。

（注）37ページの＜特約一覧＞をご参照ください。

総合バイク保険 普通保険約款

「用語の定義」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の定義がある場合は、それによります。

用語	定義
あ 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か 危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約意思の表示	当会社に対し保険契約申込みの意思の表示をすることをいいます。
契約情報画面等	当会社がインターネット上に掲示する契約情報掲示および入力画面をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、次のいずれかとすることによって当会社が告知を求めるものをいいます。 ① 基本条項第2条（保険契約の申込み）（1）①に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、申込書兼確認書の記載事項 ② 同条（1）②に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、その際に、電話、情報処理機器等の通信手段によって提示を要請した事項 ③ 同条（1）③に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、契約情報画面等の表示事項 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ 失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの使用者、およびこれらの方が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自動車の新規取得	被保険自動車と同一の用途車種の自動車を新たに取得（注）し、または1年以上を期間とする賃借契約により借り入れることをいいます。 (注) 取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有自動車	被保険自動車と同一の用途車種の自動車で、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された時点で次のいずれかに該当する者が所有（注）するものをいいます。ただし、被保険自動車および新規取得自動車を除きます。 ① 被保険自動車の所有者 ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (注) 所有 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする賃借契約による借り入れを含みます。
新規取得自動車	新たに取得（注）しましたが1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注) 取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
た 対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
短期料率	別表IVに掲げる率をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
な 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は 配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または保険金を受け取るべきに支払うべき金銭であって、対人賠償条項、対物賠償条項または搭乗者傷害条項の保険金およびこの保険契約に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。
保険額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険額をいいます。
ま 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかつたものとして取り扱うことをいいます。
申込書兼確認書	当会社が定める保険契約申込書兼確認書をいいます。
や 用途車種	車両番号牌（注）等に基づき定めた二輪自動車または原動機付自転車等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当会社が定める区分表によるものとします。 (注) 車両番号牌 標識番号牌を含みます。

第1章 対人賠償条項

第1条（用語の定義）

この対人賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- 当会社は、1回の対人事故による（1）の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
 (注) 自賠責保険等によって支払われる金額
 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
 - 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 台風、洪水または高潮
 - 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - 被保険自動車を競技、曲技（注5）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
 - 被保険自動車に危険物（注7）を業務（注8）として積載すること、または被保険自動車が、危険物（注7）を業務（注8）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
 - 被保険自動車を空港（注9）内で使用している間に生じた事故
- （注1）法定代理人
 保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）暴動
 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）核燃料物質
 使用済燃料を含みます。
- （注4）核燃料物質によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。
- （注5）競技、曲技
 競技または曲技のための練習を含みます。
- （注6）使用
 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注8) 業務

家事を除きます。

(注9) 空港

飛行場およびヘリポートを含みます。

- (2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者の父母、配偶者または子
- ④ 被保険者の業務^(注)に従事中の使用者
- ⑤ 被保険者の使用者の業務^(注)に従事中の他の使用者。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務^(注)に使用している場合に限ります。

- (注) 業務
家事を除きます。

- (2) 当会社は、被保険自動車の所有者^(注)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用している場合に、同じ使用者の業務に従事中の他の使用者の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、(1) ⑤の規定を適用しません。

- (注) 所有者
次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第5条（被保険者の範囲）

この対人賠償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
ア. 記名被保険者の配偶者
イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

- ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。

- ④ 記名被保険者の使用者^(注)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者^(注)の業務に使用している場合に限ります。

- (注) 使用者
請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第6条（個別適用）

- (1) この対人賠償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1) ①の規定を除きます。

- (2) (1) の規定によって、第11条（支払保険金の計算）(1) に定める当会社の支払うべき保険金の限度額および同条(2) ②に定める臨時費用の額が増額されるものではありません。

第7条（当会社による援助）

被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第8条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。

- (注) 訴訟の手続
弁護士の選任を含みます。

- (2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額^(注)の合計額を明らかに超える場合

- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

- ③ 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合

- ④ 正当な理由がなく被保険者が(2) に規定する協力を拒んだ場合

- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額

- 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの対人賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

- ④ (3) に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注)を超えることが明らかになった場合

- ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

- ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
- イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

- (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{自賠責保険等によって支払われる金額} = \text{損害賠償額}$$

- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

- (5) (2) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第10条（費用）

- (1) 保険契約または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第21条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

- ② 基本条項第21条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

- ③ 対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

- ④ 対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用。および第8条（当会社による解決）(2) の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

- ⑤ 損害賠償に関する争議について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

- (注) 費用
収入の喪失を含みません。

- (2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したときは、(1) の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

第11条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{前条(1)から(3)までの費用} - \text{自賠責保険等によって支払われる金額} = \text{保険金の額}$$

- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条 (1) ④および同条 (1) ⑤の費用

② 前条 (2) の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき10万円とします。

③ 第8条 (当会社による解決) (1) の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第12条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第7条 (当会社による援助) または第8条 (当会社による解決) (1) の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮押さえを免れるための供託金もしくは上記のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第9条 (損害賠償請求権者の直接請求権) の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1) により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取扱請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。
(3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第9条 (損害賠償請求権者の直接請求権) (2) ただし書および前条 (1) ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金

利息を含みます。
(4) (1) の供託金^(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金^(注)の限度で、(1) の当会社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 供託金・貸付金

それぞれ利息を含みます。

(5) 基本条項第24条 (保険金の請求) の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第13条 (先取特権)

(1) 対人事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第10条 (費用) の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償を支払う前に、当会社から被保険者に支払う場合^(注)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1) の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第10条 (費用) の費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条 (2) ②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第10条 (費用) の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 対物賠償条項

第1条 (用語の定義)

この対物賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^(注1)の故意

② 記名被保険者以外の被保険者の故意

③ 戰争、外國の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)

④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤ 台風、洪水または高潮

⑥ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故

⑦ ⑥に規定以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ 被保険自動車を競技、曲技^(注5)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行ふことを目的とする場所において使用^(注6)すること。

⑩ 被保険自動車に危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注7)を業務^(注8)として積載すること

⑪ 被保険自動車を空港^(注9)内で使用している間に生じた事故

(注1) 法定代理人

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料物質を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 使用

急救、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7) 危険物

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注8) 業務

家事を除きます。

(注9) 空港

飛行場およびヘリポートを含みます。

(2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者

② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③ 被保険者の父母、配偶者または子

第5条 (被保険者の範囲)

この対物賠償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者

ア. 記名被保険者の配偶者

イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。

④ 記名被保険者の使用者^(注)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者^(注)の業務に使用している場合に限ります。

(注) 使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第6条 (個別適用)

(1) この対物賠償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条(保険金を支払わない場合ーその1) (1) ①の規定を除きます。

(2) (1) の規定によって、第11条(支払保険金の計算) (1) に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7条（当会社による援助）

被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第8条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受け、かつ被保険者が当会社と解決条件について合意している場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注)を行います。

(注) 訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

- (2) (1) の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続には、被保険自動車に生じた損害にかかる被保険自動車の所有者および被保険者の損害賠償請求に関するものは含みません。

- (3) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。

① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正當な理由がなく被保険者が(3) に規定する協力を拒んだ場合

第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3) に定める損害賠償額を支払います。ただし1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承認した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がないこと。

(注) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額とします。

- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に}} + \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に}} = \boxed{\text{損害賠償額}} \\ \boxed{\text{対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} \quad \boxed{\text{に対して既に支払った損害賠償金の額}}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

- (5) (2) または(7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1) の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2) の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① (2) に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

- (7) (6) または(3) に該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

(注) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額とします。

第10条（費用）

保険契約または被保険者が支出した次の費用^(注)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第21条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第21条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第8条（当会社による解決）(3) の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争議について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- (注) 費用
収入の喪失を含みません。

第11条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{前条①から③までの費用}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものが}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- (2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条④および⑤の費用

- ② 第8条（当会社による解決）(1) の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第12条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第7条（当会社による援助）または第8条（当会社による解決）(1) の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の対物事故につき、保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れたための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (2) (1) により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金^(注)の取扱い請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 供託金

利息を含みます。

- (3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) ただし書、同条(7) ただし書および前条(1) ただし書の規定は、その貸付金または供託金^(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

(注) 供託金

利息を含みます。

- (4) (1) の供託金^(注)が第三者に返付された場合には、その返付された供託金^(注)の限度で、(1) の当会社の名による供託金^(注)または貸付金^(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 供託金・貸付金

利息を含みます。

- (5) 基本条項第24条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第13条（先取特権）

- (1) 対物事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第10条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、被保険者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1) の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合^(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第10条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第10条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第3章 搭乗者傷害条項

第1条（用語の定義）

この搭乗者傷害条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

① 被保険自動車の運行に起因する事故

② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

(2) (1) の傷害にはガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害

③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注) 創傷感染症

丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注)もしくは核燃料物質^(注)によって汚染された物^(注)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 被保険自動車を競技、曲技^(注)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行なうことを目的とする場所において使用^(注)すること。

⑦ 被保険自動車に危険物^(注)を業務^(注)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注)を業務^(注)として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注) 爆動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注) 2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注) 3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注) 4) 競技・曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注) 5) 使用

急救、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注) 6) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平

成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注) 7) 業務

家事を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

(1) この搭乗者傷害条項における被保険者とは、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者とします。

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者

② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第6条（個別適用）

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は保険金額の全額^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(注) 保険金額の全額

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) (1) の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表Iの1または別表Iの2に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額} \times \begin{array}{l} \text{別表Iの1または別表Iの2の各等級} \\ \text{の後遺障害に対する保険金支払割合} \end{array}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額} \times \begin{array}{l} \text{別表Iの1または別表Iの2} \\ \text{に掲げる加重後の後遺障害に} \\ \text{該当する等級に対する保険金} \\ \text{支払割合} \end{array}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(3) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第9条（医療保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の喪失または減少をきたし、かつ、入院または通院をした場合は、1回の事故につき、次の額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院または通院した治療日数の合計が5日以上となり、かつ、5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合は傷害を被った部位およびその症状に応じ別表IIに定める金額

② ①以外で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合は、1万円

(2) (1) の日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) (1) の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次のいずれかに該当するギブスを常時装着したときは、その日数を含みます。

① 長管骨^(注)の骨折および脊柱の骨折によるギブス

② 長管骨^(注)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス

③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス

(注) 長管骨 上腕骨、桡骨・尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響等）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障

害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正當な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第11条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第7条（死亡保険金の支払）、第8条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、1回の事故につき、第9条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第12条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第4章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対する保険契約の申込みは、次のいずれかの方法によって行うものとします。
① 申込書兼確認書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。
② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、契約意思の表示を行うこと。
③ 契約情報画面等に所要の事項を入力し、契約情報画面等の内容を確認し、当会社に送信すること。
(2) (1) の規定により当会社が保険契約の申込みを受けたときは、当会社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対してその旨を通知します。

第3条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、申込書兼確認書に記載、契約情報画面等に表示または当会社の定めるところに従い、保険料を払い込まなければなりません。
(2) 申込書兼確認書に記載、契約情報画面等に表示または当会社の定める方法で通知する保険料払込期限は、この保険契約に適用されている特約に別に規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険期間の初日からその日の午を含めて14日以内に、前条(1)に規定する保険料が払い込まれなかつた場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(2) (1) の規定による解除は、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、被保険自動車が日本国内^(注)にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

(注) 日本国内
日本国外における日本船舶内を含みます。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合はまたは事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2) の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。
① (2) に規定する事実がなくなった場合
② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合はまたは過失によってこれを知らなかつた場合
③ 保険契約者または記名被保険者が(1) の事実の告知をすることを、当会社のために保険契約の締結の代理を行ふ者または媒介を行うことができる者が妨げた場合
④ 保険契約者または記名被保険者に対し、(1) の告知に關し、事実を告げず、または事実と異なることを告げることを、当会社のために保険契約の締結の代理を行ふ者または媒介を行うことができる者が勤めた場合

⑤ 保険契約者または記名被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面または当会社の別に定める方法をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合

なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認める限りに、これを承認するものとします。

⑥ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結から5年を経過した場合

(4) (3) ③および④の規定は、当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者の(3) ③または④に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または記名被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

(5) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第8条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 被保険自動車の用途車種または車両番号もしくは標識番号を変更したこと。

② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

(注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、契約情報画面等または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1) の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲^(注)を超えることとなつた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として契約情報画面等または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（被保険自動車の譲渡）

(1) 被保険自動車が譲渡^(注)された場合であっても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務は、譲受人^(注)に移転しません。ただし、保険契約者が普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人^(注)に譲渡^(注)する旨を書面または当会社の別に定める方法をもって当会社に通知し承認の請求を行なった場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人^(注)に移転します。

(注1) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を被保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

(注2) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を被保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

(注3) 許諾

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を被保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

(注4) 被保険自動車が譲渡された後

(1) ただし書の書面を受領した後または当会社の別に定める方法によって通知を受

けた後を除きます。

第11条（被保険自動車の入替）

(1) 次のいずれかに該当する場合には、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもってその旨を当会社に通知し、新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、その新規取得自動車またはその所有自動車について、この保険契約を適用します。

(1) 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合

ア. 被保険自動車の所有者

イ. 記名被保険者

ウ. 記名被保険者の配偶者

エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

② 被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合

ただし、所有自動車がある場合に限ります。

(2) (1) ①の所有者は次のいずれかに該当する者をいいます。

① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 被保険自動車が質借契約により貸借りされている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合には、被保険自動車を所有する者

(3) 当会社は、(1) の場合においては、自動車の新規取得のあった後^(注)に新規取得自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。また、(1) ②の場合においては、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された後^(注)に、所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) (1) の書面を受領した後または当会社の別に定める方法によって通知を受けた後を除きます。

第12条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第13条（保険契約の取消し）

保険契約者は被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条（保険契約の解除）

(1) 当会社は、第10条（被保険自動車の譲渡）(1) または第11条（被保険自動車の入替）(1) の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限ります。

(2) 保険契約者は、当会社に対する書面または当会社の別に定める方法による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1) に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月を経過した場合に消滅します。

第15条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行なうまたは行おうとしたこと。

③ 保険契約者または記名被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

① 被保険者^(注)が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

② 被保険者^(注)に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからウまでのオのいずれかに該当すること。

(注) ① 被保険者

対人賠償条項、対物賠償条項または搭乗者傷害条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者に限ります。

(注) ② 被保険者

搭乗者傷害条項における被保険者に限ります。

(3) (1) または(2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者は被保険者^(注)が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、対人賠償条項または対物賠償条項に基づき保険金を支払うべき損害^(注)について適用しません。

(注) 損害

対人賠償条項第10条（費用）または対物賠償条項第10条（費用）に規定する費用のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(5) (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

(1) (4) の損害^(注)

② 搭乗者傷害条項に基づき保険金を支払うべき傷害のうち、(1) ③アからウまでのオのいずれかに該当しない被保険者に生じた傷害。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1) ③アからウまでのオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3) の規定を適用するものとします。

(注) 損害

対人賠償条項第10条（費用）または対物賠償条項第10条（費用）に規定する費用のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第16条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第7条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、差額保険料^(注)を返還または請求します。

(注) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(2) 危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となるとき

差額保険料^(注)から差額保険料^(注)に危険の減少が生じた時^(注)までの期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となるとき

差額保険料^(注)に危険増加が生じた時^(注)以降の期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) ① 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(注) ② 保険契約者は被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

(3) (1) または(2) の追加保険料が相当な期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1) やび(2) の規定により追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません^(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害を除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(5) 第10条（被保険自動車の譲渡）(1) または第11条（被保険自動車の入替）(1) の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となるとき

差額保険料^(注)から差額保険料^(注)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となるとき

差額保険料^(注)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(6) 当会社が(5) の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、(5) の追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 変更日

第10条（被保険自動車の譲渡）(1) または第11条（被保険自動車の入替）(1) の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。

(7) (6) に定める期間内に(5) の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(8) (6) に定める期間内に(5) の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(9) 当会社は、(1)、(2) やび(5) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その額を返還または請求します。

① 保険料が返還となるとき

差額保険料^(注)から差額保険料^(注)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となるとき
差額保険料^(注)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) 差額保険料

変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(10) 当会社が(9)の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は契約条件変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。

(注) 契約条件変更日

(9) の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

(11) (10)に定める期間内に(9)の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第 18 条 (保険料の返還－無効または失効の場合)

(1) 第12条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第 19 条 (保険料の返還－取消しの場合)

第13条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第 20 条 (保険料の返還－解除の場合)

(1) 第7条(告知義務)、第8条(通知義務)、(2)、同条(6)、第14条(保険契約の解除)、(1)、第15条(重大事由による解除)、(1)、第17条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)、(3)、同条(7)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第14条(保険契約の解除)、(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。

第 21 条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。

② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

③ 次の事項を遅延なく、書面で当会社に通知すること。

ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

④ 保険自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。

⑤ 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の手當を行う場合を除きます。

⑥ 他人に損害賠償の請求^(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑦ 損害賠償の請求^(注1)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑧ 損害賠償の請求^(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑨ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。

⑩ ①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。

第 22 条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額

② 前条②から⑤までまたは⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害

③ 前条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注)をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 23 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかからず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

① 対人賠償条項^(注)および対物賠償条項に関しては、損害の額

② 対人賠償条項第10条(費用)⁽²⁾の臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。

(注) 対人賠償条項

対人賠償条項第10条(費用)⁽²⁾の臨時費用を除きます。

第 24 条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 対人賠償条項および対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時

ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

イ. 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

ウ. 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になつた時または事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院した日数の合計が5日となつた時のいずれか早い時

(2) ベビーコードまたは保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書^(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 保険金の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書^(注1)

③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑥ 対人賠償条項および対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類

⑦ 対物賠償条項における対物賠償事例に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価値を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注2)および被害が生じた物の写真^(注3)

⑧ その他当会社が次条(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

(注2) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされたときはその領収書とします。

(注3) 被害が生じた物の写真

画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

「用語の定義」の規定にかかるわざ、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 対人賠償条項第10条(費用)⁽²⁾の臨時費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日

② (1)から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)の事項うち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)から⑤までの事項の確認を日本国内外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 日数

複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第26条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、搭乗者傷害に関して、第21条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定に定める通知または第24条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検査^(注5)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 死体の検査のために要した費用

収入の喪失を含みません。

第27条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が対人賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)または対物賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 損害賠償額の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領收書および休業損害の額を示す書類

⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑦ 対物賠償条項における対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注1)および被害が生じた物の写真^(注2)

⑧ その他当会社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの^(注1)修理等に要する費用の見積書

既に支払がされた場合はその領收書とします。

(注2) 被害が生じた物の写真

画像データを含みます。

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注3)

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注4)または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(3) (2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるものの書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合は(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(6) 当会社は、対人賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から⑤までまたは対物賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から④までのいずれかに該当する場合には、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由が有るの確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から⑤までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日

② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (6)③の事項うち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 日数

複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、これにより調査が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第 28 条（時効）

保険金請求権は、第 24 条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 29 条（損害賠償請求権の行使期限）

対人賠償条項第 9 条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償条項第 9 条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行なうことはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して 3 年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第 30 条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第 31 条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険自動車の譲受人^(注)に移転させる場合は、第 10 条（被保険自動車の譲渡）(1) の規定によるものとします。

(注) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 32 条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定める求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 33 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 34 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

＜別表 I ＞ 後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

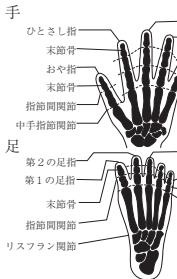
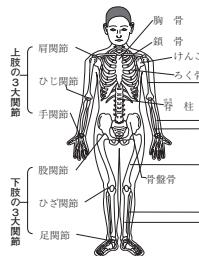
等級	介護を要する後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合
第 1 級	<ol style="list-style-type: none"> ① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 	100%
第 2 級	<ol style="list-style-type: none"> ① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後遺障害	搭乗者傷害 条項保険金 支払割合
第 1 級	<ol style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの 	100%
第 2 級	<ol style="list-style-type: none"> ① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの ② 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 向下肢を足関節以上で失ったもの 	89%
第 3 級	<ol style="list-style-type: none"> ① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。） 	78%
第 4 級	<ol style="list-style-type: none"> ① 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑦ 両足をリストラン関節以上で失ったもの 	69%
第 5 級	<ol style="list-style-type: none"> ① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1 上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1 上肢の用を全廃したるもの ⑦ 1 下肢の用を全廃したるもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。） 	59%
第 6 級	<ol style="list-style-type: none"> ① 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したものの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したものの ⑧ 1 手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指を失ったもの 	50%

第7級	42%	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリストラン節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさじ指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第8級	34%	① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの	① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎮骨・胸骨・ろく骨・けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさじ指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの	10%
第9級	26%	① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの	① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	7%
第10級	20%	① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの	4%

注 関節などの説明図



条 (医療保険金の支払) (1) ②による医療保険金を支払った場合について除きます。

<別表III> 被保険自動車の入替ができる用途・車種区分表

被保険自動車

新規取得自動車 (注1)
または所有自動車 (注2)

二輪自動車 → 二輪自動車
原動機付自転車 → 原動機付自転車

(注1) 新規取得自動車

「用語の定義」に規定する新規取得自動車をいいます。

(注2) 所有自動車

「用語の定義」に規定する所有自動車をいいます。

<別表II> 搭乗者傷害条項の医療保険金（部位・症状別払）の支払額基準表

症状	部位	頭部			頸部			胸部・腹部・背部・腰部または臀部		上肢		下肢		全身		
		眼および歯牙を除く顔面部	眼	歯牙	頸部	胸部または腹部	背部	腰部または臀部	手	指	足指を除く下肢	手	足指を除く下肢	足指	足指を除く下肢	足指
打撲、捻挫、挫傷、擦過傷	5万円	5万円	—	—	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
挫創または挫滅創	10万円	10万円	—	—	10万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	15万円	—
骨折または脱臼	60万円	35万円	—	—	60万円	30万円	60万円	35万円	20万円	60万円	25万円	—	—	—	—	—
欠損または切断	—	15万円	—	5万円	—	—	—	60万円	25万円	70万円	30万円	—	—	—	—	—
筋または腱の断裂 (注) (注) 完全に切断された状態をいいます。	—	—	—	—	—	—	—	40万円	25万円	30万円	10万円	—	—	—	—	—
神経 (脊髄を除く) の損傷または断裂	100万円	45万円	50万円	—	70万円	—	70万円	40万円	25万円	30万円	10万円	—	—	—	—	—
脊髄の損傷または断裂	—	—	—	—	100万円	—	100万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—
頭蓋内の中出もししくは血腫または眼球の中出もししくは血腫	90万円	—	20万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂	—	—	55万円	—	—	80万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熱傷	5万円	5万円	—	—	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	15万円	—
その他	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円

(注1) 「全身」とは次の区分による6部位のうち3部位以上にわたるものをおいいます。

- (1) 頭部
- (2) 顔面部
- (3) 頸部
- (4) 胸部・腹部・背部・腰部または臀部
- (5) 上肢
- (6) 下肢

(注2) 胸部または腹部には、胸骨、ろく骨、鎖骨およびけんこう骨を含みます。

(注3) 各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについて

は、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。

(注4) 同一の事故により被った傷害の部位およびその症状等が、この表の複数の項目に該

当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払われる金額のうち、もっとも高い金

額を医療保険金として支払います。

(注5) 保険者は医療保険金の支払を受けられる傷害を受け、入院または通院した日数の

合計が5日以上となる前に、さらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合、

当会社は搭乗者傷害条項第10条（他の身体の障害または疾病の影響等）(1)にかか

わらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき保険

金の額のうち、高い方の額を医療保険金として支払います。ただし、既に同条項第9

総合バイク保険 特約

(1) 被保険自動車の定義に関する特約(原動機付自転車用)

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車を原動機付自転車とする場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (被保険自動車の定義等)

この特約により、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約において、「自動車」とあるのは「自動車（原動機付自転車を含みます。）」と読み替えます。ただし、その特約において「自動車」の定義がある場合を除きます。

(2) 運転者年齢限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	被保険自動車を運転する者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い)

(1) 記名被保険者が個人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない次のいずれかに該当する者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務^(注)に従事中の使用者

(注) 業務
家事を除きます。

(2) 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故または普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故

(3) 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転免許	道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に定める運転免許であって、かつ、被保険自動車を運転することができるものをいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
運転免許取得者	次のいずれかに該当する者のうち、運転免許を取得した者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
免許取得日	交付された運転免許証に記載されている免許の年月日をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に運転者年齢限定特約が適用されており、かつ、記名被保険者が個人である場合に適用されます。

第3条 (運転免許取得者に対する自動補償)

(1) 当会社は、次に定める条件をすべて満たす場合は、この特約により、免許取得日以後、②の承認までの間は、この保険契約に適用されている運転者年齢限定特約の年齢条件に該当しない運転免許取得者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害に対しては、この保険契約に適用されている運転者年齢限定特約の規定にかかわらず、普通保険約款およびこの保険契約に適用される運転者年齢限定特約以外の特約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 運転免許取得者が運転免許を最初に取得した場合であること。

② 免許取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって運転者年齢限定特約の変更または削除の承認の請求を行い、当会社がこれを承認すること。

③ 保険契約者が、次条の追加保険料を払い込むこと。

ただし、支払う保険金は、普通保険約款対人賠償条項または対物賠償条項に規定する保険金に限ります。

(2) (1) ②における運転者年齢限定特約の変更または削除は、変更または削除後の年齢条件を適用したこの保険契約において、運転免許を新たに取得した運転免許取得者が被保険自動車を運転している間に生じた損害に対して、保険金を支払うことができる変更または削除に限ります。

第4条 (追加保険料の請求)

当会社は、前条(1)②の承認をする場合には、差額保険料^(注)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額を請求します。

(注) 差額保険料

この保険契約に適用されている年間保険料と運転者年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいです。

第5条 (保険金の請求)

この特約により保険金が支払われる場合におけるその保険金の請求権は、第3条(運転免許取得者に対する自動補償)(1)の条件をすべて満たした時と普通保険約款基本条項第24条(保険金の請求)(1)①に規定する時のいずれか遅い時に発生し、これを行えることができるものとします。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(4) 自損事故傷害特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に對して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約が適用されておらず、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来的事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に對して自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約および普通保険約款基本条項^(注)に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
- ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中である場合に限ります。

(注1) 普通保険約款基本条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の傷害にはガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に對しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
- ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^(注)に対しては、保険金を支払いません。
(注) 創傷感染症
丹毒、淋巴腺炎、敗血症^(アブセム)、破傷風等をいいます。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注)もしくは核燃料物質^(注)によって汚染された物^(注)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 被保険者が被保険自動車を競技、曲技^(注)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注)すること。
⑦ 被保険自動車に危険物^(注)を業務^(注)として積載すること、または被保険自動車が、危険物^(注)を業務^(注)として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) 暴動
群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技、曲芸
競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 業務
家事を除きます。

(5) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第五条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
① 被保険自動車の保有者
② 被保険自動車の運転者

③ ①および②以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者
(注) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第六条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第七条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(注) 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第八条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表I^(注)の1または普通保険約款別表I^(注)の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
(注) 普通保険約款別表I
注書きも含みます。

(2) 既に後遺障害のある被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表I^(注)の1または普通保険約款別表I^(注)の2に掲げる加重後既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額の後遺障害保険金の額

(注) 普通保険約款別表I
注書きも含みます。

第九条（医療保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減少または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。
① 入院した場合

6,000円×入院日数=医療保険金の額

② 通院した場合

4,000円×通院日数^(注)=医療保険金の額

(注) 通院日数

①に該当した日数を除きます。

(2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときは、その処置日数を含みます。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) (1) (2)の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために治療により次に該当するキプスを常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。

① 長管骨^(注)の骨折および脊柱の骨折によるギブス

② 長管骨^(注)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨^(注)部分も含めたギブス

③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス

(注) 長管骨

上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。

(4) (1)の医療保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。

(5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して医療保険金を支払いません。

第十条（他の身体の障害または疾病の影響等）

(1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時に既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由なく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をせなかたことにより、第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第十一條（当会社の責任限度額等）

(1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第7条（死亡保険金の支払）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。

(2) 1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第8条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。

(3) 当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第9条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第十二條（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額にに対してのみ保険金を支払います。この場合において、第1条（用語の定義）保険金の定義に規定する医療保険金とそれ以外の保険金^(注)とに区分して算出するものとします。

(注) それ以外の保険金

死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第十三條（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時

③ 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第14条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項および普通保険約款別表I^(注)の規定を以下のとおり読み替えます。

- ① 普通保険約款基本条項第15条（重大事由による解除）(2) (注1) の「対人賠償条項、対物賠償条項または搭乗者傷害条項」ならびに(2) (注2) および(5) ②の「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 普通保険約款基本条項第26条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1) の「搭乗者傷害」とあるのは「この特約」
- ③ 普通保険約款基本条項第28条（時効）の「第24条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）」
- ④ 普通保険約款別表I^(注) 2の(3)の「ただし、搭乗者傷害条項については、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の規定により決定した等級に対応する保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。」とあるのは「ただし、それぞれの等級に対するこの特約の別表に定める金額の合計額が上記の規定により決定した等級に対するこの特約の別表に定める金額に達しない場合は、その合計額とします。」

(注) 普通保険約款別表I

注書きも含みます。

<別表> 後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護をする後遺障害

等級	保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

（5）無保険車傷害特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) および日本国外にある自動車を除きます。 (注) 被保険者が所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の自動車の無保険車傷害保険等	被保険自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第3条（保険金を支払う場合）(1) と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者 ^(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 ^(注1) が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者はまたはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額 ^(注2) が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 (注1) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 (注2) 対人賠償保険等が2台以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表Iの1または普通保険約款別表Iの2に掲げる後遺障害 ^(注) もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害 ^(注) が生じることをいいます。 (注) 後遺障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものと含みません。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は次のいずれかに該当する場合に適用されます。
 - ① この保険契約に人身傷害補償特約が適用されない場合
 - ② 無保険車事故が、人身傷害補償特約の保険金の支払対象となる事故である場合で、同特約より支払われるべき保険金の額がこの特約により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を下回る場合
 - ③ 人身傷害補償特約第10条（支払保険金の計算）(3) の規定により人身傷害保険金が支払われる場合
- (2) (1) の場合、当会社は、その被保険者については、人身傷害補償特約による保険金を支払わず、既に支払っていたときにはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約および普通保険約款基本条項^(注)に従い、保険金を支払います。
(注) 普通保険約款基本条項
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) (1) の損害の額は、第9条（損害額の決定）に定める損害の額とします。
- (3) 当会社は、1回の無保険車事故による(1) の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちいいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)
② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1) の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)
③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額^(注3)
(注1) 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保険法に基づく自動車損害賠償保険事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
(注2) 対人賠償保険等が2台以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
(注3) 他の自動車の無保険者傷害保険等の保険金額または共済金額
他の自動車の無保険車傷害保険等が2台以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうちもっと高い額とします。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たない自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
(2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 台風、洪水または高潮
④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有する特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
(注1) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
(注3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
① 被保険者の父母、配偶者または子
② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注4)に従事している場合に限りません。
③ 被保険者の使用者の業務^(注4)に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注4)に従事している場合に限りません。
(注) 業務
家事を除きます。
(2) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(1)②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
(3) 被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合^(注5)には、当会社は、保険金を支払いません。
(注) 保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

- (4) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技^(注6)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注7)することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (注1) 競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

- (注2) 使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

- (6) 当会社は、被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の自動車に危険物^(注8)を業務^(注2)として積載すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の自動車が、危険物^(注8)を業務^(注2)として積載した被牽引自動車を牽引することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (注1) 危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

- (注2) 業務
家事を除きます。

第7条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤ ①から④以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注8)に搭乗中の者
(注) 室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。
(3) (1)の妊娠中の被保険者の胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されることは、または身体が害されその直接の結果として普通保険契約別表Iの1または普通保険契約別表Iの2に掲げる後遺障害^(注9)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害^(注9)が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
(注) 後遺障害
その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
(2) (1)の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといふにかかわらず、次の手続によって決定します。
① 当会社と保険金請求権者との間の協議
② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第10条（費用）

- 保険契約者はまたは被保険者が支出した次の費用^(注10)は、これを損害の一部とみなします。
① 普通保険契約基本条款第21条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 普通保険契約基本条款第21条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要な費用
(注) 費用
収入の喪失を含みません。

第11条（支払保険金の計算）

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

第9条（損害額の決定）の規定により 決定される損害額	+ 前条の費用	-
次の2つのうち いずれか高い額	次の①、②、④、⑤および⑥の合計額	= 保険金の額
	次の①、③、⑤および⑥の合計額	

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注11)
② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)
③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額^(注3)
④ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金額^(注4)
⑤ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
⑥ 第9条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
(注1) 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保険法に基づく自動車損害賠償保険事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
(注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額
対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

(注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第12条（保険金請求権者の義務）

- (1) 保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合）(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
① 賠償義務者の住所および氏名または名称
② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
④ 保険金請求権者が第3条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償金がある場合は、その額
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行えることができるものとします。

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

- ① 第15条（重大事由による解除）(2)の規定中、②の「傷害」とあるのは「損害（注3）」、(注1)の「対人賠償条項、対物賠償条項または搭乗者傷害条項」および(注2)の「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。

（注3）損害

被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。」

- ② 第15条（重大事由による解除）(5)の規定中、「(注1)」とあるのは「(注1)」、②の規定中「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」、「傷害」とあるのは「損害（注2）」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。

（注2）損害

(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。」

- ③ 第26条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)の「搭乗者傷害」とあるのは「この特約」と読み替えます。

- ④ 第28条（時効）の「第24条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）」と読み替えます。

（6）人身傷害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
算定基準	<別紙>人身傷害補償特約損害額基準をいいます。
人身傷害事故	日本国内において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害（注1）を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下 （注）傷害 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） イ. 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ウ. 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） エ. 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） オ. 公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注2）に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。

（注）損害

この損害の額は第8条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
④ 被保険者の闘争行為、自殺行為によって生じた損害
(2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注3）による損害に対しては、保険金を支払いません。
（注）創傷感染症
丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ 被保険者が自動車を競技、曲技（注4）もしくは試験のために使用すること、または自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
⑦ 被保険者が搭乗中の自動車に危険物（注6）を業務（注7）として積載すること、または被保険者が搭乗中の自動車が、危険物を業務（注7）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
（注1）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注2）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注3）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注4）競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
（注5）使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
（注6）危険物
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び

劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

（注 7）業務

家事を除きます。

- （2）当会社は、被保険者が、被保険者の使用者の業務^(注 1)のために被保険自動車以外のその使用者の所有する自動車^(注 2)を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注 1）業務

家事を除きます。

（注 2）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

- （3）当会社は、被保険者が、被保険自動車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子が所有する自動車^(注 3)、またはこれらの方の常時使用する自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注 3）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

- （4）当会社は、被保険者が、被保険自動車以外の自動車であって、その用途車種が被保険自動車と同一の用途車種、営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バス以外であるものに搭乗中に生じた損害、または営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バスを運転中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第 6 条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④までの者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注 4)に搭乗中の者

（注）室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

- （2）（1）の規定にかかるわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 極めて異常に危険な方法で自動車に搭乗中の者
- ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者

第 7 条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第 8 条（損害額の決定）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準によって算定される金額（賠償義務がある場合において、この金額が自賠責保険等によって支払われる金額^(注 5)を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額^(注 6)とします。）を合計して算出するものとします。

- ① 傷害を受け、生活機能または業務能力の減少または喪失をきたし、かつ、治療を要した場合

傷害による損害

- ② 後遺障害が生じた場合

後遺障害による損害

- ③ 死亡した場合

死亡による損害

（注）自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

- （2）賠償義務がある場合には、保険金請求権者は、（1）の規定にかかるわらず、当会社の同意を得て、（1）の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定された金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額を除いた金額の合計額を、当会社が保険金を支払うべき損害額として、当会社に請求することができます。この場合において、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分の金額とは、（1）の区分ごとに、それぞれ算定基準により算定される金額に對し、その賠償義務者の責任割合を乗じた額（自賠責保険等によって支払われる金額^(注 5)を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額^(注 6)とします。）とします。

（注）自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第 9 条（費用）

保険契約者は被保険者が支出した次の費用^(注 7)は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通保険契約基本条項第 21 条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

- ② 普通保険契約基本条項第 21 条⑥に規定する権利の保全または行使をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

（注）費用
収入の喪失を含みません。

第 10 条（支払保険金の計算）

- （1）1 回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第 8 条（損害額の決定）(1) の規定により}} + \boxed{\text{前条の費用}} = \boxed{\text{保険金の額}} \\ \text{決定した損害額}$$

- （2）（1）にかかるわらず、次のアからカまでのいずれかに該当するものがある場合においては、1 回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、それぞれ次の①または②の算式によって算出した額とします。

ア 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額

イ 对人賠償義務者によって賠償義務者が第 3 条（保険金を支払う場合）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額

ウ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

エ 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額^(注 8)

オ 第 8 条（損害額の決定）(1) の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

カ アからオのほか、第 3 条の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注 9)

- ① アからカまでの合計額が、自己負担額^(注 10)より大きいとき

$$(1) \text{に定める額} - (\text{アからカまでの合計額} - \text{自己負担額}) = \text{保険金の額}$$

- ② 上記①以外のとき

$$(1) \text{に定める額}$$

- （注 1）給付される額

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

- （注 2）その取得した給付の額またはその評価額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

- （注 3）自己負担額

第 8 条（1）の規定により決定した損害額と前条の費用の合計額から、（1）に定める額を差し引いた額をいいます。

ただし、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を、第 8 条（1）の規定により決定した損害額とみなします。

なお、この額の算出にあたっては、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用および遅延損害金は含まれません。

- （3）（1）および（2）の規定にかかるわらず、保険金請求権者が、第 8 条（損害額の決定）(2) の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1 回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第 8 条（2）の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①から③までの合計額}} = \text{保険金の額}$$

- ① 労働者災害補償制度によって給付を受けることができる場合は、その給付される額^(注 8)

- ② 第 8 条（2）の規定により決定した損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

- ③ ①または②のほか、第 3 条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額^(注 9)

- （注 1）給付される額

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

- （注 2）その取得した給付の額またはその評価額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

第 11 条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- （1）被保険者が第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- （2）正当な理由なく被保険者が治療を怠ったことにより第 3 条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第 12 条（保険金請求権者等の義務等）

- （1）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第 3 条（保険金を支払う場合）の損害を

被った場合で、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
- ④ 保険金請求権者が第3条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- ⑤ 人身傷害事故の原因となった、被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減につとめなければなりません。
- (4) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合は(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) 当会社は、賠償義務者または第3条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行なうがある場合、必要と認めたときは、これららの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額^(注)について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することができます。

(注) 保険金、共済金その他の給付の有無および額
保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金または共済金を含みません。

- (8) 被保険者または保険金を受け取るべき者は、第16条(代位)(1)の規定により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求める場合には、これに協力しなければなりません。

第13条(人身傷害に関する当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、普通保険約款基本条項第21条(事故発生時の義務)②または③の規定に定める通知または第15条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成された被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。
- (2) 当会社は、(1)によるほか、医師による治療期間が1年を超える場合には、人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、被保険者または保険金を受け取るべき者にし当会社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。
- (3) (1)または(2)の規定による診断または(1)の規定による死体の検査^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 死体の検査のために要した費用
収入の喪失を含みません。

第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約および普通保険約款基本条項により支払べき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

第15条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時
 - ② 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
 - ③ 被保険者が傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になつた時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基

礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

- ④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ その他当会社が普通保険約款基本条項第25条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき

被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

普通保険約款「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権^(注1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったとき^(注2)は、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額^(注3)を差し引いた額

(注1) 損害の額

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (注2) 当会社がその損害に対して保険金を支払ったとき
第10条(支払保険金の計算)⁽³⁾の規定により人身傷害保険金を支払ったときを除きます。

(注3) 損害の額

第8条(損害額の決定)⁽¹⁾の規定により決定される損害の額とします。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第17条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

- ① 第15条(重大事由による解除)⁽²⁾の規定中、②の「傷害」とあるのは「損害^(注3)」、(注1)の「対人賠償条項・対物賠償条項または搭乗者傷害条項」および(注2)の「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。

(注3) 損害

被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

- ② 第15条(重大事由による解除)⁽⁵⁾の規定中、「(注1)」とあるのは「(注1)」、②の規定中「搭乗者傷害」とあるのは「この特約」、「傷害」とあるのは「損害^(注2)」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。

(注2) 損害

(1) ③からウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

- ③ 第25条(保険金の支払時期)⁽¹⁾(注)および(2)(注1)の規定中「前条(2)および(3)」とあるのは「この特約第15条(保険金の請求)⁽²⁾および(3)」と読み替えます。

- ④ 第28条(時効)⁽⁴⁾の規定中「第24条(保険金の請求)⁽¹⁾」とあるのは「この特約第15条(保険金の請求)⁽¹⁾」と読み替えます。

<別紙> 人身傷害補償特約損害額基準

第1 傷害による損害

(第8条(損害額の決定)(1)①関係)

傷害による損害は、被保険者の被った積極損害（救助搜索費、治療関係費、その他の費用）、休業損害、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 積極損害

(1) 治療関係費

① 応急手当費
応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。

② 診察料
初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。

③ 入院料

原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。
ただし、被保険者の傷害の態様から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。

④ 投薬料、手術料、処置料等
治療のために必要かつ妥当な実費とする。

⑤ 通院費、転院費、入院料または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。

⑥ 看護料

ア 入院中の看護料

原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,100円とする。

ただし、「12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合」以外であっても、医師の要看護証明がある場合で医療機関の実情、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り、近親者等が付き添った場合は1日につき4,100円を、それ以外の者が付き添った場合は、必要かつ妥当な実費を認めることができる。

イ 自宅看護料または通院看護料

医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。

(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者
立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。

(イ) 近親者等

1日につき2,050円とする。

ウ 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、アまたはイ(イ)の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

⑦ 諸経費

療養に直接必要なある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、下記による。

ア 入院中の諸経費

入院1日につき1,100円とする。ただし、立証資料等により1,100円を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

イ 通院または自宅療養中の諸経費

社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

⑧ 柔道整復等の費用

正規の免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

⑨ 義肢等の費用

傷害を被った結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とする。

⑩ 診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とする。

(2) 他の費用

上記(1)以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2. 休業損害

受傷により被った現実の収入減少額とし、原則として下記の算式による。

(1) 有職者の場合

下記の算定方法による。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とする。

対象休業日数は、実業休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象とならない。

① 給与所得者（ただし(2)に規定するアルバイト、パートタイマー、日雇労働者等を除く）

事故直前3か月間の月例給与等 × 対象休業日数
90日

ア 事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額（本給および付加給）とする。なお、雇用主が作成した事故前年度の源泉徴収票等の税務資料の提出を原則とする。

イ 賞与等について、現実に生じた収入の減少があればその額を含める。

ウ 有給休暇を使用した場合は、欠勤により給与の支給がなかった場合と同様、対象休業日数として扱う。

エ 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応

する期間に対して現に支給された額を差し引く。

オ 役員報酬は、原則として対象としない。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている報与と一緒に扱うものは給与に含める。

② 商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者

事故前1年間の収入額 - 必要経費 × 寄与率 × 対象休業日数
365日

ア 過去1年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とする。ただし、事業開始初年度等のため、事故前1年間の収入額および必要経費を確認できる公的な税務資料が提出できない場合には、収入および必要経費を証明するその他の資料に基づき決定する。

イ 寄与率は、被保険者の収入が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計算されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とする。

③ 自由業者（報酬・料金または賃金により生計を営むものであって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者をいう。）

事故前1年間の収入額(固定給を除く) - 必要経費 × 対象休業日数
365日

過去1年間の収入額、必要経費については、「②商・工・鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準ずる。

(2) アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等
下記の算定方法による。

事故直前3か月間の月例給与等
事故直前3か月間の就労日数 × 対象休業日数

① アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1週間の労働時間が30時間未満の者をいう。

② 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定する。

③ 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出する。

事故直前3か月間の就労日数 × 休業した期間の延べ日数
90日

④ 家業の手伝いを行っているが、(1)②の家族従業者に該当する収入がない場合には、支払対象とならない。

(3) 家事従事者の場合

現実に家事に従事できなかった日数（被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。）に対して、1日につき5,700円とする。

(4) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実に労働の対価としての収入のない者の場合は支払い対象とならない。

3. 精神的損害

精神的損害とは、傷害により被保険者本人の身体に生じた精神的・肉体的苦痛等による損害をいう。

精神的損害は、各期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した総合合計額とする。

日額×対象休業日数=精神的損害の額

(1) 入院、期間区分による精神的損害の額

① 日額

入院1日につき、8,400円
通院1日につき、4,200円

② 対象日数

対象日数は、各期間区分ごとに定める次の割合を、入院、通院それぞれの基準日数に乘じて決定する。

事故から3か月までの期間 : 100%

事故から3か月超6か月までの期間 : 70%

事故から6か月超9か月までの期間 : 45%

事故から9か月超13か月までの期間 : 25%

事故から13か月超の期間 : 15%

ア 入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とする。

イ 通院基準日数

各期間区分ごとの総日数^(注1)から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、医師による治療を受けた実通院日数の2倍を上限として決定する。

なお、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の指示により次のいずれかに該当するギブスを常時装着したときは、その日数を実通院日数に含む。

(7) 長管骨^(注2)の骨折および脊柱の骨折によるギブス

(1) 長管骨^(注2)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス

(4) 肘筋または胸骨の骨折による体幹部のギブス

(注1) 各期間区分ごとの総日数

治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの総日数をいう。

(2) 長管骨

上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいう。

(2) 妊婦が胎児を死産または流産した場合の精神的損害の額

(1) とは別に、次に掲げる表の金額を認定する。

妊娠月数(週数)	金額
妊娠3ヶ月(12週)以内	30万円
妊娠4ヶ月(13週)~6ヶ月(24週)	50万円
妊娠7ヶ月(25週)~9ヶ月(36週)	80万円
妊娠10ヶ月(37週)以上	120万円

4. その他の損害

上記1から3以外の傷害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2. 後遺障害による損害

(第8条(損害額の決定)(1)②関係)

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とする。なお、後遺障害の等級は、普通保険約款別表Ⅰによる。

1. 逸失利益

逸失利益とは、後遺障害のために労働能力の一部もしくは全部を喪失したことにより生じた将来の得べかりし利益をいう。

逸失利益が認められる場合は、原則として、下記の(1)および(2)に従い次の算式で計算する。

収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッセイ係数

ただし、既に後遺障害のある被保険者が事故により傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式で計算する。

$$\text{収入額} \times \frac{\text{加重後の後遺障害に該当する等級に対する労働能力喪失率}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する労働能力喪失率}} \times \frac{\text{労働能力喪失期間に対応するライブニッセイ係数}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する労働能力喪失率}} = \text{逸失利益の額}$$

(1) 被保険者区分別逸失利益計算方法

- ① 有職者で現実収入額の立証が可能な者
下記いずれか高い額とする。

ア. 現実収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッセイ係数

イ. 年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッセイ係数

ただし、上記イにおいて、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額として、アと比較し高い額とする。

② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、退職から1年を経過していない失業者(定年退職者を除く。)、家事奉仕者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッセイ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

③ 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッセイ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッセイ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

(2) 収入額・労働能力喪失率・喪失期間・中間利息控除方法

上記(1)の算式における収入額・労働能力喪失率・労働能力喪失期間およびライブニッセイ係数は下記の通りとする。

① 収入額

ア. 「現実収入額」は、事故前1年間または後遺障害確定前1年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故または後遺障害確定前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とする。なお、定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、減少後の年収については全年齢平均給与額または年齢別平均給与額を基礎に決定する。イ. 「年齢別平均給与額」と「18歳平均給与額」は付表Ⅰによる。

② 労働能力喪失率

付表Ⅱに定める各等級に対する喪失率を上限に、被保険者の障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業、現実の減収額、事故前と後遺障害確定後の就労状況・日常生活状況等を勘案して、労働能力喪失率を決定する。

③ 労働能力喪失期間

被保険者の障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業等を総合的に勘案して、労働能力喪失期間を決定する。ただし、就労可能年数の範囲内とします。

④ ライブニッセイ係数(中間利息控除係数)

労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッセイ係数は付表Ⅲによる。

2. 精神的損害

(1) 精神的損害とは、後遺障害により被保険者本人の身体に生じた精神的・肉体的苦痛等

による損害をいう。精神的損害の額は、後遺障害等級別に下記の金額とする。

① 介護を要する後遺障害

第1級	1,600万円
第2級	1,300万円

② ①以外の後遺障害

第1級	1,600万円	第8級	400万円
第2級	1,300万円	第9級	300万円
第3級	1,100万円	第10級	200万円
第4級	950万円	第11級	150万円
第5級	750万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

(2) 次のいずれかに該当する場合は、(1)にかかわらず、次のとおりとする。

① (1)①に該当する者で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は以下のとおりとする。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

② (1)②の第1級、第2級または第3級に該当する者で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は以下のとおりとする。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円
第3級	1,250万円

(3) (1)および(2)の場合において、既に後遺障害のある被保険者が事故により傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、次の算式で計算する。

$$\frac{\text{加重後の後遺障害に該当する等級に対する精神的損害の額}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する精神的損害の額}} = \text{精神的損害の額}$$

3. 将来の介護料

将来の介護料とは、後遺障害の確定後に生ずる付添看護料および諸雑費をいう。将来の介護料が認められる場合は、下記の(1)、(2)、(3)および(4)により次の算式で計算する。

年間の介護料×介護期間に對応するライブニッセイ係数

① 介護料

- ① 普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する場合
入院・自宅療養にかかわらず、1ヶ月につき13万円とする。
- ② 普通保険約款別表Ⅰの1の第2級、普通保険約款別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級3号および4号に該当する後遺障害者で、かつ、真に介護を要すると認められる場合
入院・自宅療養にかかわらず、1ヶ月につき6万5千円とする。

② 介護期間

- ① 普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する場合
医師の診断等を勘案して妥当な生存可能年数をもって介護期間を決定する。
- ② 普通保険約款別表Ⅰの1の第2級、普通保険約款別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級3号および4号に該当する後遺障害者で、かつ、真に介護を要すると認められる場合
障害の様態、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断等を勘案して介護期間を決定する。

(3) ライブニッセイ係数(中間利息控除係数)

介護期間に對応するライブニッセイ係数は、付表Ⅲによる。

(4) 定期金による支払い

普通保険約款別表Ⅰの1の第1級に該当する被保険者が定期金による支払いを希望したときの将来の介護料は、常に介護を要する状態が継続する限り、入院・自宅療養にかかわらず、6ヶ月ごとの前払いとする。

4. その他の損害

上記1から3以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし200万円を限度とする。

3. 死亡による損害

(第8条(損害額の決定)(1)③関係)

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 葬儀費

原則として60万円とする。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2. 逸失利益

逸失利益とは、死亡したことにより生じた将来の得べかりし利益をいう。

逸失利益が認められる場合は、原則として、下記の(1)および(2)に従い次の算式

で計算する。

(収入額－生活費) × 就労可能年数に対応するライブニツツ係数

ただし、被保険者が年金等の受給者である場合には、次の算式で計算された額を加える。なお、各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者に限ることとし、無拠出性の福祉年金や遺族年金を受給していた者には加算しない。

$$(年金等の額－生活費) \times \left(\frac{\text{平均余命に応じるライブニツツ係数}}{\text{就労可能年数に応じるライブニツツ係数}} - 1 \right)$$

(1) 被保険者区分別逸利益計算方法

- ① 有職者で現実収入額の立証が可能な者

下記いずれか高い額とする。

$$\text{ア. (現実収入額－生活費) } \times \text{就労可能年数に応じるライブニツツ係数}$$

$$\text{イ. (年齢別平均給与額－生活費) } \times \text{就労可能年数に応じるライブニツツ係数}$$

ただし、上記イにおいて、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額として、アと比較し高い額とする。

- ② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、退職から1年を経過していない失業者（定年退職者を除く。）、家事従事者および18歳以上の学生

$$(年齢別平均給与額－生活費) \times \text{就労可能年数に応じるライブニツツ係数}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

- ③ 幼児および18歳未満の学生

$$(18歳平均給与額－生活費) \times \text{就労可能年数に応じるライブニツツ係数}$$

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

- ④ 身体・精神に特別異常なく十分働く意思と能力を有している無職者

$$(年齢別平均給与額－生活費) \times \text{就労可能年数に応じるライブニツツ係数}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とする。

(2) 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記(1)の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライブニツツ係数は下記の通りとする。

- ① 収入額

ア. 「現実収入額」は、事故前1年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とする。なお、定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、減少後の年収については全年齢平均給与額または年齢別平均給与額を基礎に決定する。

1. 「年齢別平均給与額」および「18歳平均給与額」は付表Iによる。

- ② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じて、収入額に対する下記の割合の額とする。

ア. 被扶養者がない場合	: 50%
イ. 被扶養者が1人の場合	: 40%
ウ. 被扶養者が2人の場合	: 35%
エ. 被扶養者が3人の場合	: 30%

- ③ 就労可能年数

就労可能年数は付表IVによる。

- ④ 平均余命

平均余命は付表VIによる。

- ⑤ ライブニツツ係数（中間利息控除係数）

就労可能年数に対応するライブニツツ係数は付表IV、平均余命に対応するライブニツツ係数は、被保険者の死亡時の平均余命および付表IIIによる。

3. 精神的損害

精神的損害とは、被保険者の死亡により本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた精神的苦痛等による損害をいう。

被保険者の属性別に下記の金額とする。

被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
被保険者が65歳以上である場合	1,500万円
被保険者が上記以外の場合	1,600万円

4. その他の損害

上記1から3以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

付表I 全年齢平均給与額および年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢	男子 歳	女子 歳	年齢	男子 歳	女子 歳
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68 ~	314,800	236,600
43	478,300	301,000			

全年齢平均給与額 男子：415,400円

女子：275,100円

付表II 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100 / 100
第2級	100 / 100
第3級	100 / 100
第4級	92 / 100
第5級	79 / 100
第6級	67 / 100
第7級	56 / 100
第8級	45 / 100
第9級	35 / 100
第10級	27 / 100
第11級	20 / 100
第12級	14 / 100
第13級	9 / 100
第14級	5 / 100

（労働基準局長通牒昭32.7.2基発第551号による。）

付表III ライブニツツ係数表

期間	ライブニツツ係数	期間	ライブニツツ係数
年		年	
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981

14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

(注) 幼児および18歳未満の学生・無職者の後遺障害による逸失利益を算定するに当り、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合

$$12.462 \text{ (20年の係数)} - 6.463 \text{ (8年の係数)} = 5.999$$

付表IV 死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数

[1] 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・働く意志と能力を有する無職者		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(注) 幼児・18歳未満の学生および働く意志と能力を有する無職者(有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外)の場合の就労可能年数およびライブニッツ係数は、下記(例)に準じて算出する。

(例) 3歳の幼児の場合

- (1) 就労の終期(67歳)までの年数 64年 (67年-3年)に対応する係数 19.119
- (2) 就労の始期(18歳)までの年数 15年 (18年-3年)に対応する係数 10.380
- (3) 就労可能年数 49年 (64年-15年)
- (4) 適用する係数 8.739 (19.119 - 10.380)

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329

付表V 第20回生命表による平均余命

(単位:年)

0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才
男	78	77	76	75	74	73	72	71	70
女	85	84	83	82	81	80	79	78	77
10才	11才	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才	19才
男	68	67	66	65	64	63	62	61	60
女	75	74	73	72	71	70	69	68	67

	20才	21才	22才	23才	24才	25才	26才	27才	28才	29才
男女	59 65	58 64	57 63	56 62	55 61	54 60	53 59	52 58	51 57	50
	30才	31才	32才	33才	34才	35才	36才	37才	38才	39才
男女	49 56	48 55	47 54	46 53	45 52	44 51	43 50	42 49	41 48	40 47
	40才	41才	42才	43才	44才	45才	46才	47才	48才	49才
男女	39 46	38 45	37 44	37 43	36 42	35 41	34 40	33 39	32 38	31 37
	50才	51才	52才	53才	54才	55才	56才	57才	58才	59才
男女	30 36	29 35	28 34	27 34	27 33	26 32	25 31	24 30	23 29	22 28
	60才	61才	62才	63才	64才	65才	66才	67才	68才	69才
男女	22 27	21 26	20 25	19 24	18 23	18 22	17 21	16 20	15 19	
	70才	71才	72才	73才	74才	75才	76才	77才	78才	79才
男女	14 18	13 18	13 17	12 16	11 15	11 14	10 14	9 13	9 12	8 11
	80才	81才	82才	83才	84才	85才	86才	87才	88才	89才
男女	8 11	7 10	7 9	6 9	6 8	5 7	5 7	5 6	4 6	4 5
	90才	91才	92才	93才	94才	95才	96才	97才	98才	99才
男女	4 5	3 5	3 4	3 4	2 3	2 3	2 3	2 3	2 2	2 2
	100才	101才	102才	103才	104才	105才	106才	107才	108才	109才
男女	2 2	1 2	1 2	1 2	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
	110才	111才	112才	113才	114才					
男女	1 1	1 1	— 1	— 1						

(7) 人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
人身傷害事故	日本国内において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故により、被保険者が身体に傷害 ^(注) を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下 (注) 傷害 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約第3条（保険金を支払う場合）の規定にかかるわらず、被保険者^{(注)1}が被保険自動車に搭乗している間に生じた人身傷害事故によって被る損害に限り、人身傷害補償特約および普通保険約款基本条項^{(注)2}に従い、保険金を支払います。

(注1) 被保険者

人身傷害補償特約第6条（被保険者の範囲）に定める被保険者をいいます。

(注2) 基本条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(8) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかるわらず、同条項第7条（死亡保険金の支払）に規定する死亡保険金および同条項第8条（後遺障害保険金の支払）に規定する後遺障害保険金を支払いません。

(9) 自動車事故弁護士費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) および日本国外にある自動車を除きます。 (注) 被保険者が所有する自動車 所有権保留条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
財物の損壊	被保険者が所有・使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損または盗取 ^(注) されることをいいます。 (注) 盗取 証取を含みません。
自動車被害事故	被保険者が相手自動車の所有・使用または管理に起因する偶然な事故により被害を被ることをいいます。
身体の障害	被保険者の生命または身体が害されることをいいます。
損害賠償請求	保険金請求権者が行う賠償義務者に対する自動車被害事故にかかる法律上の損害賠償請求をいいます。
損害賠償請求費用	弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 ^(注) をいいます。 (注) その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 法律相談費用を除きます。
賠償義務者	自動車被害事故により被保険者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害	身体の障害または財物の損壊をいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。
法律相談	損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ③ 行政書士が行う行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第3号に規定する相談
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。
保険金請求権者	自動車被害事故によって被害を被った被保険者 ^(注) をいいます。 (注) 被害を被った被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、自動車被害事故によって、保険金請求権者が損害賠償請求を行う場合は、それによって当会社の同意を得て支出した損害賠償請求費用を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。

(2) 当会社は、この特約により、自動車被害事故によって、保険金請求権者が法律相談を行う場合は、それによって当会社の同意を得て支出した法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。

(3) 当会社は、(1) および(2) に規定する費用のうち普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払いません。

(4) 当会社は、自動車被害事故が保険期間中に生じ、かつ、保険金請求権者が賠償義務者に対する自動車被害事故にかかる損害賠償請求または法律相談を自動車被害事故の発生日からその日を含めて3年以内に行なった場合に限り弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する自動車被害事故が発生した場合は、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって発生した自動車被害事故
 ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路

- 交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に発生した自動車被害事故
- ⑨ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した自動車被害事故
 - ⑩ 被保険者の闘争行為、自殺行為によって発生した自動車被害事故
 - ⑪ 被保険者の父母、配偶者または子の運転する相手自動車によって発生した自動車被害事故
 - ⑫ 被保険者が自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者^(注1)である場合に、被保険者が業務として受託した被保険自動車に搭乗中に発生した自動車被害事故
 - ⑬ 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を被保険者が運転している場合に発生した自動車被害事故
 - ⑭ 被保険者が自動車を競技、曲技^(注2)もしくは試験のために使用すること、または自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注3)することによって発生した自動車被害事故
 - ⑮ 被保険者が搭乗中の自動車に危険物^(注4)を業務^(注5)として積載すること、または被保険者が搭乗中の自動車が、危険物を業務^(注5)として積載した被牽引自動車を牽引することによって発生した自動車被害事故
 - ⑯ 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物^(注6)および業務に関連して受託した財物について生じた自動車被害事故
 - ⑰ 第 5 条（被保険者の範囲）（1）（5）に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、被保険自動車およびその他の自動車の車室内もしくはトランク内に収容されていよい財物またはキャリア^(注7)に固定されていない財物について生じた自動車被害事故

（注1）自動車を取り扱うことを業としている者
これらの者の使用者、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注2）競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

（注3）使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（注4）危険物
道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

（注5）業務
家事を除きます。

（注6）被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物
被保険自動車を除きます。

（注7）キャリア
自動車の屋根またはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。

- （2）当会社は、財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ：はがれ、肌落ちその他類似の事由による財物の損壊によって生じた損害に対しては、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
- （3）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって自動車被害事故が発生した場合は、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による財物への起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ①から⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区によって著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

- （4）当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する損害賠償請求または法律相談費用保険金請求権者が行うことにより生じた費用に対しては、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者の父母、配偶者または子
 - ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。
 - ③ 被保険者の使用者の業務^(注)に相手自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務^(注)に従事している場合に限ります。

（注）業務
家事を除きます。

第 5 条（被保険者の範囲）

- （1）この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 ① 記名被保険者
 ② 記名被保険者の配偶者
 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者
 （注）室内
 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（2）（1）の規定にかかわらず、自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。

第 6 条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第 7 条（損害の範囲と責任の限度）

- （1）当会社が支払うべき弁護士費用保険金の額は、第 3 条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額とします。ただし、1 回の自動車被害事故につき、300 万円を限度とします。
 （2）当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、第 3 条（保険金を支払う場合）（2）の損害の額とします。ただし、1 回の自動車被害事故につき、10 万円を限度とします。
 （3）（1）の規定にかかわらず、自動車被害事故にかかる損害賠償請求と自動車被害事故以外にかかる損害賠償請求を同時に行う場合は、次の算式によって算出される額によって支払保険金の額を決定します。

自動車被害事故にかかる法律上の損害賠償責任の額
第 3 条（保険金を支払う場合） (1) の損害の額
× 自動車被害事故にかかる法律上の損害賠償責任の額 および自動車被害事故以外にかかる法律上の損害賠償責任の額の合計額

= 保険金の額

（4）（2）の規定にかかわらず、自動車被害事故にかかる法律相談と自動車被害事故以外にかかる法律相談を同時に行う場合は、次の算式によって算出される額によって支払保険金の額を決定します。

自動車被害事故にかかる法律相談に要した時間
第 3 条（保険金を支払う場合） (2) の損害の額
× 自動車被害事故にかかる法律相談に要した時間および自動車被害事故以外にかかる法律相談に要した時間の合計時間

= 保険金の額

- （5）当会社の支払う保険金に関して、他の保険契約等^(注)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第 23 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）および同条（2）の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、基本条項第 23 条（2）（1）の規定中「専人賠償条項^(注)および対物賠償条項」とあるのを「この特約」、「損害の額」とあるのを「損害の額。ただし、それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額」と読み替えるものとします。

（注）他の保険契約等

第 3 条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件の全部または一部を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第 8 条（一連の損害賠償請求）

同一の被害を理由として行われた一連の損害賠償請求は、損害賠償請求が行われた時もしくは場所または損害賠償請求の相手方の数等にかかわらず、一つの損害賠償請求とみなしそ、最初の損害賠償請求が行われた時にすべての損害賠償請求が行われたものとみなします。

第 9 条（保険金の請求）

（1）弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

（2）当会社に対する弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求権は、保険金請求権者が損害賠償請求費用または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行えることができるものとします。

第 10 条（運転者年齢限定特約の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第 11 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

- ① 第 15 条（重大事由による解除）（2）の規定を、次のとおり読み替えます。
 「（2）当会社は、被保険者^(注)またはこの特約の保険金請求権者が（1）③からオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者または保険金請求権者に係る部分を解除することができます。

(注) 被保険者

この特約における被保険者であって、記名被保険者以外の者に限ります。」

② 第15条（重大事由による解除）(4) の規定を、次のとおり読み替えます。

- 〔4〕 保険契約またはこの特約の被保険者もしくは保険金請求権者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのオのいずれにも該当しない被保険者またはこの特約の保険金請求権者に生じた損害については適用しません。」
③ 第15条（重大事由による解除）(5) の規定は、適用しません。
④ 第28条（時効）の「第24条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。

（10）対物超過修理費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険者が対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時ににおいて、相手自動車と同一の用途車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時ににおいて、相手自動車を対物事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費で、当会社が必要かつ妥当と認めたものをいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6ヶ月以内に相手自動車の損傷を修理することによって生じた修理費に限ります。
対物超過修理費用	当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回ると認めた場合において、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担し、普通保険約款対物賠償条項第2条（保険金を支払う場合）に定める保険金が支払われる場合において、当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められるときは、普通保険約款対物賠償条項第10条（費用）に定める費用のほか、被保険者が負担する対物超過修理費用を対物超過修理費用保険金として支払います。

第4条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、普通保険約款対物賠償条項第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、次条に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の計算）

当会社が、1回の対物事故により対物超過修理費用が生じた相手自動車1台につき支払う対物超過修理費用保険金は、次の算式によって算出した額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\text{相手自動車の価額について、被保険者が負担する法律上の} \\ \text{対物超過修理費用} \times \frac{\text{損害賠償責任の額}}{\text{相手自動車の価額}}$$

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当会社は、前条に定める保険金の額から超過額^(注1)を差し引いて対物超過修理費用保険金を支払います。この場合において、既に超過額^(注1)の一部または全部に相当する対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額^(注2)。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。

② 相手自動車の価額
(注1) 超過額

①の額が②の額を超えるときにおける、その超過額をいいます。

(注2) 保険金の額

相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

(2) 対物超過修理費用保険金に関して、他の保険契約等^(注3)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第23条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および同条(2)の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、基本条項第23条(2)①の規定中「対人賠償条項^(注4)および対物賠償条項」とあるのを「この特約、「損害の額」とあるのを「損害の額、ただし、それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額」と読み替えるものとします。

(注) 其他の保険契約等

第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部と支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第24条（保険金の請求）(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行なうことができるものとします。
(2) 保険契約者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第24条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、被保険者が実際に支出した相手自動車の修理費の明細書および当会社が求めた書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。
(3) 第3条（保険金を支払う場合）の対物超過修理費用保険金の請求は、記名被保険者を経由して行なうものとします。
(4) 普通保険約款対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

- ① 第15条（重大事由による解除）(2) の規定を、次のとおり読み替えます。
〔2〕 当会社は、被保険者^(注5)が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害について適用しません。
② 第15条（重大事由による解除）(4) の規定を、次のとおり読み替えます。
〔4〕 保険契約またはこの特約の被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害について適用しません。
③ 第15条（重大事由による解除）(5) の規定は、適用しません。
④ 第24条（保険金の請求）(5) の規定中「(2)」とあるのは、「(2) およびこの特約第8条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。
⑤ 第24条(7) の規定中「(2)、(3) もしくは(5)」の書類とあるのは、「(2)、(3)、(5) もしくはこの特約第8条（保険金の請求）(2)」の書類と読み替えます。
⑥ 第25条（保険金の支払時期）(1)（注）および(2)（注1）の規定中、「前条(2)および(3)」とあるのは「前条(2)、(3) およびこの特約第8条（保険金の請求）(2)」と読み替えます。
⑦ 第28条（時効）の「第24条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）(1)」と読み替えます。

（11）保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
月割料率	別表に掲げる月割料率をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
未払込保険料	保険期間を通じて払い込まれるべき保険料の総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第4条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、前条に規定する第1回分割保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(2) (1)の規定による解除は、普通保険約款基本条項第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条（分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、第4条（分割保険料の払込方法）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通保険約款基本条項第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定にかかわらず、同条項第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

- ① 保険料が追加となるとき
当会社は、差額保険料（注1）を一括して請求します。

- ② ①以外のとき
ア. 差額保険料（注1）が未払保険料相当額（注2）よりも小さいとき

当会社は、保険料変更日（注3）以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\text{危険が減少した時以前に適用} - \frac{\text{差額保険料（注1）}}{\text{書記載の回数に分割した額}} = \text{分割保険料の額}$$

- イ. ア以外のとき

差額保険料（注1）から未払保険料相当額（注2）を差し引いた額を一括して返還します。

- (注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

- (注2) 未払保険料相当額

危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日（注3）を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

- (注3) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

- (2) 普通保険約款基本条項第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

- ① 保険料が追加となるとき

当会社は、差額保険料（注1）に危険増加が生じた時（注2）以降の期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

- ② ①以外のとき

ア. 差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に危険の減少が生じた時（注2）までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額（注3）よりも小さいとき

当会社は、保険料変更日（注4）以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\begin{aligned} &\text{差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に} \\ &\text{危険の減少が生じた時（注2）までの期間に} \\ &\text{以前に適用してい} - \frac{\text{対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額}}{\text{未払保険料の額}} = \text{分割保険料の額} \\ &\text{額を変更確認書記載の回数に分割した金額} \end{aligned}$$

- イ. ア以外のとき

当会社は、差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に危険の減少が生じた時（注2）までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額（注3）を差し引いた額を一括して返還します。

- (注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

- (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

- (注3) 未払保険料相当額

危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日（注4）を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

- (注4) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

- (3) 分割保険料および(1)①または(2)①の追加保険料が相当な期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) (1)①または(2)①の規定により、追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解消できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。

ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (5) 普通保険約款基本条項第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(5) の規定にかかわらず、同条項第10条（被保険自動車の譲渡）(1)または第11条（被保険自動車の入替）(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、以下のとおりとします。

- ① 保険料が追加となるとき

当会社は、差額保険料（注1）に未経過期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

- ② ①以外のとき

ア. 差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額（注2）よりも小さいとき

当会社は、保険料変更日（注3）以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\begin{aligned} &\text{差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に} \\ &\text{既経過期間に対応する月割料率を乗じた額} - \frac{\text{未払保険料の額}}{\text{分割した金額}} = \text{分割保険料の額} \end{aligned}$$

- イ. ア以外のとき

差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額（注2）を差し引いた額を一括して返還します。

- (注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

- (注2) 未払保険料相当額

変更日（注4）以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日（注3）を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

- (注3) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

- (注4) 变更日

普通保険約款基本条項第10条（被保険自動車の譲渡）(1)または第11条（被保険自動車の入替）(1)の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。

- (7) (6)に定める期間内に(5)①の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (8) (6)に定める期間内に(5)①の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (9) 普通保険約款基本条項第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(9)の規定にかかわらず、当会社は、(1)、(2)および(5)のほか、保険契約締結の後、保険契約者または当会社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、以下のとおりとします。

- ① 保険料が追加となるとき

当会社は、差額保険料（注1）に未経過期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

- ② ①以外のとき

ア. 差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額（注2）よりも小さいとき

当会社は、保険料変更日（注3）以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\begin{aligned} &\text{差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に} \\ &\text{既経過期間に対応する月割料率を乗じた額} - \frac{\text{未払保険料の額}}{\text{分割した金額}} = \text{分割保険料の額} \end{aligned}$$

- イ. ア以外のとき

差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額（注2）を差し引いた額を一括して返還します。

- (注1) 差額保険料

変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。

- (注2) 未払保険料相当額

契約条件変更日（注4）以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日（注3）を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。

- (注3) 保険料変更日

分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

- (注4) 契約条件変更日

保険契約の変更の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

- (10) 当会社が(9)①の追加保険料の請求を行った日以後の保険契約者は、契約条件変更日（注4）からその日を含めて14日以内に、(9)①の追加保険料を払い込まなければなりません。

- (注) 契約条件変更日

(9) の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

- (11) (10)に定める期間内に(9)①の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社

は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第8条（分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（解除一分割保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日^(注)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (注) 次回払込期日 翌月の払込期日をいいます。

(2) (1) の解除は、普通保険約款基本条項第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、次の時からその効力を生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日^(注)

(注) 次回払込期日 翌月の払込期日をいいます。

(3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。

第10条（準用規定）

(1) この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。この場合において、普通保険約款基本条項および他の特約の規定を次のとおり読み替えます。

① 普通保険約款基本条項第18条（保険料の返還一無効または失効の場合）(2) の規定中「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」

② 普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還一解除の場合）(1) の規定中「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」

③ 普通保険約款基本条項第20条(2) の規定中「年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「年額保険料から年額保険料に既経過期間に対してこの特約の別表に掲げる月割料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、さらに未払込保険料を差し引いた残額とします。」

④ 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動償付特約第4条（追加保険料の請求）の規定中、ア、「短期料率」とあるのは「この特約の別表に掲げる月割料率」

イ、「(注) 差額保険料」 この保険契約に適用されている年間保険料と運転者年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」とあるのは、「(注) 差額保険料」 この保険契約に適用されている年間保険料と運転者年齢限定特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」

(2) 普通保険約款基本条項第17条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）の規定は適用しません。

別表 月割料率表

既経過期間 未経過期間 まで	1ヶ月 まで	2ヶ月 まで	3ヶ月 まで	4ヶ月 まで	5ヶ月 まで	6ヶ月 まで	7ヶ月 まで	8ヶ月 まで	9ヶ月 まで	10ヶ月 まで	11ヶ月 まで	12ヶ月 まで
月割料率	1 12	2 12	3 12	4 12	5 12	6 12	7 12	8 12	9 12	10 12	11 12	12 12

（12）保険料分割払の追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それそれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。

分割追加保険料	保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1) ①、(2) ①、(5) ①または(9) ①の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
保険料変更日	分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

第2条（追加保険料の払込方法等）

- (1) 当会社は、この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、保険料分割払特約の規定を準用します。この場合において、保険料分割払特約の規定を次のとおり読み替えます。
- (1) 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定中「(1) ①または(2) ①の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」、「相当の期間内に」とあるのは「保険料変更日までに」
- (2) 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定中「変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、(5) ①の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」
- (3) 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(7) や(8) の規定中、「追加保険料」とあるのは、「第1回分割追加保険料」
- (4) 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(10) の規定中「保険料条件変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、(9) ①の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」
- (5) 保険料分割払特約第8条（分割保険料不払の場合の免責）の規定中、「分割保険料」とあるのは、「分割保険料および分割追加保険料」
- (6) 保険料分割払特約第9条（解除一分割保険料不払の場合）の規定中、「分割保険料」とあるのは、「分割保険料および分割追加保険料」

第3条（保険料分割払特約の準用）

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、保険料分割払特約の規定を準用します。この場合において、保険料分割払特約の規定を次のとおり読み替えます。
- (1) 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定中「(1) ①または(2) ①の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」、「相当の期間内に」とあるのは「保険料変更日までに」
 - (2) 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定中「変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、(5) ①の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」
 - (3) 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(7) や(8) の規定中、「追加保険料」とあるのは、「第1回分割追加保険料」
 - (4) 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(10) の規定中「保険料条件変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、(9) ①の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」
 - (5) 保険料分割払特約第8条（分割保険料不払の場合の免責）の規定中、「分割保険料」とあるのは、「分割保険料および分割追加保険料」
 - (6) 保険料分割払特約第9条（解除一分割保険料不払の場合）の規定中、「分割保険料」とあるのは、「分割保険料および分割追加保険料」

（13）クレジットカードによる保険料払込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それそれ次の定義によります。

用語	定義
一括払保険料	保険料分割払特約が適用されない場合にこの保険契約に定められた保険料をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第17条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2) ②、(5) ②または(9) ②の追加保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払の追加保険料に関する特約第2条（追加保険料の払込方法等）(1) の分割追加保険料をいいます。
有効性・利用限度額等確認	クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認をいいます。
有効性等確認	クレジットカードの有効性等の確認をいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、一括払保険料、分割保険料、追加保険料を支払うことを承認します。

第3条（保険料の払込）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料または追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合には、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、普通保険約款基本条項第4条（保険料不払による保険契約の解除）(1) または同条項第17条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3) もしくは(7) の規定は適用しません。
- (2) この保険契約に保険料分割払特約が適用され、かつ、保険契約者から、この保険契約の分割保険料、追加保険料または分割追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合には、(1) の規定にかかわらず、以下のとおりとします。
 - ① 第1回分割保険料または追加保険料^(注)をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、第1回分割保険料またはその追加保険料に対し、保険料分割払特約第5条（保険料不払による保険契約の解除）(1) または同特約第7条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3) もしくは(7) の規定は適用しません。

保険料の変更、返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (3) もしくは (7) の規定を適用しません。

② 第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、その分割保険料またはその分割追加保険料に対し、保険料分割特約第9条(解除一分割保険料不払の場合) (1) または保険料分割払の追加保険料に関する特約第3条(保険料分割特約の準用) (6) の規定を適用しません。

(注) 追加保険料

(5) の規定により、保険契約者が当会社に払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合のその未払込保険料を含みます。

(3) 保険契約者は、会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。

(4) 当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認または有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した後でも、次のいずれかに該当する場合には、その保険料の払込みについて、(1) および(2) の規定は適用しません。

① 当会社がカード会社より保険料相当額を領収^(注)できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、かつ、カード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

(注) 領収

当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

(5) 当会社が第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料を請求する場合において、カード会社へ有効性等確認を行う前に当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない事由が生じたときは、保険契約者は未払込保険料の全額を請求日^(注)までに一時に当会社に払い込まれなければなりません。

また、この場合、保険契約者が請求日^(注)までに未払込保険料の払込みを怠ったときは、次のとおり取り扱います。

① 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

② 当会社は、未払込保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 請求日

当会社が請求した日をいいます。

第4条(保険料領収前に生じた事故の取扱い)

(1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料、第1回分割保険料または追加保険料^(注)についてクレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合には、当会社は、カード会社へ有効性・利用限度額等確認を行った上で、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時^(注)以後、普通保険約款基本条項第5条(保険責任の始期および終期) (3)、第17条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (4)、同条(8)、同条(11)の規定および前条(5)②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注1) 追加保険料

前条(5)の規定により保険契約者が払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申し出があった場合のその未払込保険料を含みます。

(注2) 保険料の払込みを承諾した時

保険証券記載の保険期間の開始前に承諾した場合は保険期間の開始した時とします。

(2) 当会社は、前条(4)の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

第5条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

(1) 第3条(保険料の払込)⁽⁴⁾①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当会社は、その支払った金額については、保険契約者に請求できないものとします。

(2) (1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだ場合は、普通保険約款基本条項第5条(保険責任の始期および終期) (3)、第17条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (4)、同条(8)、同条(11)の規定および第3条(保険料の払込)⁽⁵⁾②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定を適用しません。

第6条(保険料不払による保険契約の解除)

(1) 当会社が前条(1)の規定により、保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が保険料を相当期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、普通保険約款第16条(保険契約解除の効力)の規定にかかるべく、次のいずれかの時点から、将来に向かってのみその効力を生じます。

① 一括払保険料または第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、保険期間の初日

② 追加保険料または第3条(保険料の払込)⁽⁵⁾の規定により保険契約者が当会社に払い込むべき未払込保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込みの事由が発生した時

③ 第2回目以降の分割保険料または第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

第7条(保険料返還の特則)

普通保険約款基本条項第17条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

(1) 同条(2)、同条(5)、同条(9)、第18条(保険料の返還一無効または失効の場合)

(2) 第20条(保険料の返還一解除の場合) (1)、同条(2) およびこの保険契約に適用

される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社から保険料相当額を領収^(注)したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第5条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い) (2) の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合を除きます。

(注) 領収

当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(14) 保険証券の不発行に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、当会社が契約情報画面等において、当会社がこの保険契約の保険証券を発行しないことにつき、保険契約者が了承した場合に適用されます。

第3条(保険証券の不発行)

当会社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。

第4条(保険証券記載事項の適用)

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険証券に記載の事項として規定される事項については、インターネット上で、当会社が定める画面に掲示する契約情報の内容を適用するものとします。

第5条(保険金の請求書類)

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、その規定は適用されないものとします。

第6条(保険証券の請求および発行)

(1) 保険契約者は、第3条(保険証券の不発行)の規定にかかるわらず、保険期間中に限り、当会社の定める方法により、保険証券の発行を請求することができます。

(2) 当会社は、(1)の請求に基づき保険証券を発行する場合には、必要な費用を保険契約者に請求することができます。

(3) (1)の請求に基づき当会社が保険証券を発行した場合は、第4条(保険証券記載事項の適用) および前条の規定は適用されないものとします。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

三井ダイレクト損保 ロードサービスご利用規約

「用語の説明」

このロードサービスご利用規約において、使用的する用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
当会社	三井ダイレクト損害保険株式会社をいいます。
ロードサービスセンター	当会社が別に定める、ロードサービスの受付窓口をいいます。
ロードサービス提供者	ジャパンアシストインターナショナル株式会社（注）をいいます。 （注）ジャパンアシストインターナショナル株式会社 保険契約者等に通知することなく、社名変更等を行う場合があります。
サービス実施者	ロードサービス提供者からの取次または手配により、実際にサービスを実施する者をいいます。
J A F	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
対象契約	ロードサービスの対象となる保険契約をいい、当会社の総合自動車保険または総合バイク保険のご契約となります。
ご契約のお車・バイク	対象契約により保険の対象となる、対象契約の保険証券記載のお車またはバイクをいいます。
記名被保険者	ご契約のお車・バイクを主に運転される方で、対象契約の保険証券記載の被保険者をいいます。
被保険者	対象契約により補償を受けられる方をいいます。
自宅	記名被保険者の居住住所をいいます。
保険証券記載	対象契約にeサービス（証券不発行）特約がセットされている場合は、対象契約の内容について表示したお客様専用ホームページの画面への表示を含みます。
継続契約	当会社に2年以上続けて契約された対象契約をいいます。
自力走行不能	物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によりスリップする状態、および泥道や砂浜等のために走行が困難な状態は含まれません。
G P S	地球の周回軌道を回る衛星から放送される位置測位用の電波を利用して現在の位置を知ることができるシステム（全球測位システム）をいいます。

I. ロードサービス全般に関する事項

1. ロードサービス利用規約

本利用規約は、当会社が提供するロードサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものです。

本サービスを利用される方（以下「利用者」といいます。）は、本利用規約に同意のうえ本サービスの提供を受けることができます。

2. ロードサービスの概要

本サービスでは、以下のサービスを提供します。各サービスの詳細は、「II. ロードサービス各メニューの内容」に記載のとおりです。

- (1) レンカーサービス
- (2) 車両トラブル緊急対応サービス
- (3) 宿泊費用サービス
- (4) 帰宅費用サービス
- (5) 車両搬送サービス
- (6) 故障電話相談サービス
- (7) ガソリンスタンド案内サービス
- (8) レンタカー案内サービス
- (9) 安心車検紹介サービス
- (10) 携帯電話G P S位置情報サービス
- (11) ガソリン10リットルサービス
- (12) レンタカー12時間サービス

3. ロードサービスの対象車両

- (1) 本サービスの対象車両は、「車両保険」のセット有無に関わらず、対象契約におけるご契約のお車・バイクとなります。
- (2) 「他車運転特約」の対象となる他の自動車や、「原付特約」（「賠償タイプ」「賠償・自損傷害タイプ」「賠償・人身傷害タイプ」）の対象となる原動機付自転車などの、ご契約のお車・バイク以外の自動車や原動機付自転車は、本サービスの対象となりません。
- (3) 対象契約の普通保険約款の規定にしたがい、ご契約のお車・バイクの入替が行われた場合、入替後の自動車またはバイクをご契約のお車・バイクとして、本利用規約を適用します。

4. ロードサービスの利用者の対象範囲

- (1) 本サービスの利用者の対象範囲は、対象契約の保険契約者、記名被保険者およびご契約

のお車・バイクに搭乗の方（自動車検査証上の定員を上限とします。）となります。
なお、一時的にご契約のお車・バイクから離れている場合でも、事故、故障または車両トラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。

- (2) ご契約のお車・バイクの使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車・バイクに搭乗中の方は、対象に含みません。
- (3) 後記「II. ロードサービス各メニューの内容」中、「1.1. ガソリン10リットルサービス」および「1.2. レンタカー12時間サービス」については、対象契約が継続契約である場合に限ります。

5. ロードサービスの適用対象地域

本サービスの適用対象地域は、日本国内のみとなります。ただし、離島およびレッカーカー等の立ち入りが出来ない場所（湖沼、海岸、河川敷、悪路の山間部、通行禁止道路、未整地地域等）では、ロードサービスの手配や提供ができない場合があります。

6. ロードサービスの提供対象期間

- (1) 本サービスの提供対象期間は、対象契約の保険証券記載の保険期間となります。
- (2) 対象契約締結後であっても、保険期間が開始するまでの期間については、提供対象期間に含まれません。
- (3) 対象契約が解約または解除された場合や、取消、クーリングオフ、無効または失効となった場合は、本サービスの提供は行いません。

7. ロードサービスの提供ができない主な場合

- (1) 以下の事項に該当する場合には、本サービスを提供することはできません。
 - ① 事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合
 - (a) 利用者の故意または重大な過失
 - (b) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (c) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (d) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (e) 上記(d)以外の放射線照射または放射能汚染
 - (f) 上記(b)から(e)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混亂
 - (g) 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - (h) 航空機または船舶により契約されているお車を輸送中の場合
 - (i) エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車メーカーが認めていない改造
 - (j) 自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱した使用
 - ② 利用者が、法令で定められた運転資格を持たないでご契約のお車・バイクを運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態でご契約のお車・バイクを運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帶びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車・バイクを運転している場合
 - ③ 利用者が、競技・曲技のため等にご契約のお車・バイクを使用している場合
 - ④ 利用者が、通行禁止道路・季節的閉鎖道路等の一般車両が通行できない道路や、凍結道路・未除雪道路・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場合（注）においてご契約のお車・バイクを使用している場合
 - （注）自動車の運行が極めて困難な場合、またはサービスの提供が不適切と判断される場合
 - 凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な地域および自然保護・環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域等をいいます。
 - ⑤ ご契約のお車・バイクが、有効な自動車検査証の交付を受けていない場合
 - ⑥ ご契約のお車・バイクが危険物を積載している場合、または、危険物を積載した被牽引自動車をご契約のお車・バイクが牽引している場合
 - ⑦ 利用者が、正当な理由なく、後記「B. 利用者の義務」の規定に違反した場合
 - ⑧ 当会社またはロードサービス提供者が、地域、時季、気象、道路事情等により本サービスの提供が困難と判断した場合、技術的に本サービス提供が困難と判断した場合、または本サービスの内容、趣旨に照らして本サービスの提供が適当ではないと判断した場合
 - （2）利用者から「ロードサービスセンター」に事前のご連絡がない場合は、本サービスの提供はできません。

8. 利用者の義務

- (1) 利用者は、本サービスをご利用いただく場合には、必ず事前に「ロードサービスセンター」にご連絡いただくことが必要です。利用者が「ロードサービスセンター」に連絡する以前に自らレッカーや修理業者等を手配している場合は、その手配に対応するサービスは提供せず、またその手配に対応する費用等も支払いません。（注）
- （注）手配に対応する費用等も支払いません。
- サービスの提供ができない場合であっても、車両保険や事故付随費用補償特約の対象となり、保険金をお支払いできる場合があります。
- (2) 利用者は、本サービスの提供を受ける場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 利用者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令、交通規則を守り、他

人に迷惑を及ぼすような行為を行ってはなりません。

- (4) 利用者は、後記「Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容」の規定において利用者が立て替えることとしている費用については、現地で立て替えなければなりません。この場合、利用者は、立て替えた費用について、後日、ロードサービス提供者に対し、領収証等その費用の立替を証明する書類を提出し、費用精算の請求を行うものとします。
- (5) 利用者は、後記「Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容」の規定で定める無料の範囲を超える費用や、無料サービス対象外の費用については、現地で支払わなければなりません。また、本サービスの提供を行った後に本サービスの対象ではないことが判明した場合、その提供に必要な費用は、全て利用者のご負担となります。
- (6) 利用者は、警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出を行い、本サービスの実施について警察の許可を得なければなりません。
- (7) 利用者は、ロードサービス提供者の判断により、保険証券、運転免許証、自動車検査証その他本人確認資料等の提示を求められた時は、それらを提示しなければなりません。
- (8) 利用者は、本サービスのご利用の際、現場作業に立ち会う必要があります。ただし、負傷などにより立ち会うことができない場合は除きます。

9. ロードサービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 対象契約の保険契約者、記名被保険者および利用者は、本サービスの提供に際し、対象契約の契約内容情報や利用者の情報等本サービスの提供に必要な情報を、ロードサービス提供者が利用・登録することに同意するものとします。
- その場合、ロードサービス提供者は、本サービス提供に必要な対象契約の契約内容情報や利用者の情報等を、サービス実施者に提供できるものとします。
- (2) ロードサービス提供者は、聞き間違いを防ぐ等利用者からの連絡内容の正確な把握による本サービスの適切・円滑な実施、および対応品質向上のため、通話内容を録音・記録・保存します。「ロードサービスセンター」へご連絡をいただいた際は、この旨ご了承いただいなものとします。
- (3) 交通事故・気象状況等により、サービス実施者の手配や到着に時間を要する場合や、本サービスの提供ができない場合があります。時間を要したことや本サービスの提供ができなかつたことにより利用者等に何らかの損害が発生しても、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者はその責任を負いません。
- (4) 当会社およびロードサービス提供者は、本サービスの費用を他人に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ利用者等の権利を害さない範囲内で、利用者等が有する権利を取得するものとします。
- (5) ご契約のお車・バイクの貴重品、お荷物の管理は、利用者自身でお願いします。紛失、破損等が生じた場合であっても、当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。
- (6) 本サービスの内容につき、解釈が分かれる場合や定めのない事項がある場合は、当会社の解釈または定めるところに従っていただきます。
- (7) 本サービス提供の過程において、ご契約のお車・バイクの車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につき当会社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は一切その責めを負わないものとする旨の書類に、利用者の署名をいただく場合があります。

10. ロードサービス提供時の責任

- (1) 本サービスは、ロードサービス提供者の取次により、サービス実施者の責任において行われるものとし、本サービスの提供に起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当会社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (2) 本サービス提供および本サービス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用者とサービス実施者、修理工場等との間の契約であり、その契約に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、当会社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (3) 本サービス提供時において、ご契約のお車・バイクに高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者は、その判断により本サービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当会社もしくはロードサービス提供者またはサービス実施者に損害が生じた場合は、利用者はこれを賠償するものとします。

11. 訴訟の提起と準拠法

- (1) 本利用規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- (2) 本利用規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

12. ロードサービスの変更・中止・終了

- 本サービスは、保険契約とは別に、当会社がお客様サービスとして提供するものです。当会社は、保険契約者等に通知することなく本サービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。

II. ロードサービス各メニューの内容

1. レッカーサービス

- (1) 内容

ご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となった場合、自力走行不能となった場所からロードサービス提供者が指定する修理工場まで、距離の制限なく無料で牽引します。

- (2) ご利用上のご注意

① 利用者が修理工場を指定される場合は、30 km (実走距離) を限度に、無料で牽引します。30 km (実走距離) を超える牽引費用については有料となります。

② 利用者がJ A F会員の場合はJ A Fへの取次を行います。この場合、ロードサービス

提供者が指定する修理工場まで牽引するときは牽引距離に関係なく無料 (J A F無料距離・15 km+本サービス無料距離・無制限)となり、利用者が指定する修理工場まで牽引するときは、45 km (実走距離)までの牽引が無料 (J A F無料距離・15 km+本サービス無料距離・30 km)、45 km (実走距離) を超える牽引費用については有料となります。

なお、いずれの場合にも、15 km (実走距離) を超える牽引費用は、一旦利用者が立て替え、無料部分について、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行ふものとします。

- ③ タイヤの盗難やパンク等により通常のレッカー牽引ができない場合は、無料サービスの限度額は18,000 円 (税込)となり、超過分は利用者の負担となります。
- ④ キーの紛失やキー閉じ込みによるレッカー牽引は、無料サービスの対象外となります。
- ⑤ レッカーで修理工場に入庫したものの、その修理工場で修理が完了しなかったため、別の修理工場まで再度レッカーする場合等、同一のトラブルによって複数回レッカーを利用することはできません。
- ⑥ 修理工場等での修理完了までの車両保管料は、利用者の負担となります。

2. 車両トラブル緊急対応サービス

- (1) 内容

ご契約のお車・バイクに故障や車両トラブルが生じた場合に、現場で対応可能な以下の簡易作業を無料で提供します。

- ① キー閉じ込み時の鍵開け
一般的なシリンドラーキーに限ります。
- ② パッテリー上がり時のジャンピング
ブースターケーブルをつなぎエンジンを再始動させる作業を行います。
- ③ タイヤパンク時のスペアタイヤへの交換
ご契約のお車に搭載されているスペアタイヤへの交換作業を行います。
- ④ 落輪引上げ
落輪の状態にあるご契約のお車・バイクのロープ等による引上げ作業を、20,000 円 (税込) を限度に行います。
- ⑤ ガソ欠時のガソリンお届け
無料で現場に最大 10 リットルまでガソリン (または軽油) をお届けします。(ガソリンまたは軽油代は有料です。)
- ⑥ その他の 30 分程度の簡易作業
上記①~⑤以外で、現場での応急作業が可能な場合における、作業時間 30 分程度の簡易作業 (例えば、バルブ・ヒューズ類の取替え、冷却水の補充等)を行います。

- (2) ご利用上のご注意

- ① キー閉じ込み時の鍵開けに関して
(a) セキュリティ装置付等特殊な構造のキーの鍵開けや、スペアキーの作成は、無料サービスの対象外となります。
- ② パッテリー上がり時のジャンピングに関して
(a) 本作業の無料サービスの提供は、対象契約の保険期間内において 90 日間で 1 回を限度とします。(90 日間とは、本作業利用日からその日を含めた 90 日間をいいます。)
(b) パッテリー交換等の実費は、利用者の負担となります。
- ③ タイヤパンク時のスペアタイヤへの交換に関して
(a) 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
(b) スペアタイヤの搭載がない場合またはスペアタイヤの搭載はあるもののスペアタイヤへの交換ができない場合^(注)等は、レッカー牽引を行なうことがありますが、その場合通常のレッカー牽引ができないケースがあり、その際の無料サービスの限度額は18,000 円 (税込) となり、超過分は利用者の負担となります。
^(注) 盗難防止用の特殊ナットで特殊工具でなければ作業できない場合や、ナットそのものが損傷して作業できない場合等。
- ④ 落輪引上げに関して
(a) 「落輪」とは、側溝等にタイヤが落ち込んでいて、路面に車体の一部が接している状態をいいます。車体が路面に接していない場合は「転落」となり、無料サービスの対象外となります。
- ⑤ ガソ欠時のガソリンお届けに関して
(a) 軽油については、夜間等に用意できない場合があります。
(b) 対象契約が継続契約である場合には、自宅から直線距離で 50km 以上遠方でガソ欠により自力走行不能となったときに、無料で 10 リットルまでのガソリン (ガソリン代無料) で提供するサービスがあります。詳細は後記「1.1. ガソリン 10 リットルサービス」に記載のとおりです。
- ⑥ その他の 30 分程度の簡易作業に関して
(a) 30 分程度を超える作業や、現場で修理が完了しない作業は、無料サービスの対象外となります。
(b) 事故・故障によるトラブル以外での作業 (雪道におけるチェーン脱着、夏タイヤから冬タイヤへの交換等) は、無料サービスの対象外となります。
- ⑦ 利用者がJ A F会員の場合は、原則 J A Fへの取次を行い、J A F会員サービスをご利用いただけます。
- ⑧ 部品代等の実費は利用者の負担となり、現地において、利用者ご自身でお支払いただけます。
- ⑨ 発見された盗難車両に関するトラブルは、無料サービスの対象外となります。
- ⑩ 雪道・泥道・砂浜等で単にスリップまたはスタックした状態で走行できない場合は、無料サービスの対象外となります。

3. 宿泊費用サービス

- (1) 内容

自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車・バイクが事故または故障により自

力走行不能となり自宅へ帰宅できない場合に、当日の宿泊施設をご案内し、1名 10,000 円（税込）を限度に宿泊費用をお支払いします。

（2）ご利用上のご注意

- ① 宿泊費用は一旦利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。
- ② 当会社が支払う宿泊費用は、自力走行不能となったご契約のお車・バイクの自動車検査証記載の乗車定員かつ実際に宿泊した人数分を上限とし、事故または故障当日 1 泊分の宿泊費用の実費に限ります。（飲食費、通信費、宿泊施設までのタクシー代等は宿泊費用には含まれません。）
- ③ 公共交通機関での帰宅が不可能な場合等、帰宅することが地理的・時間的に困難であり、やむを得ず宿泊せざるを得ない場合に限ります。
- ④ このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。（「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」について JA F が提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。）
- ⑤ ご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となった場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合でも、宿泊施設のご案内はしますが、宿泊費用についてはお支払いできません。
- ⑥ 対象契約に事故付随費用補償特約がセッタされており、この特約の保険金のお支払い対象となる場合は、宿泊費用をこの特約の保険金として取り扱い、1 名 10,000 円（税込）を限度にお支払いします。

4. 帰宅費用サービス

（1）内容

自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となりご契約のお車・バイクで自宅へ帰宅できない場合に、代替交通機関をご案内し、1 名 20,000 円（税込）を限度に当日または翌日いずれか 1 日分の、自力走行不能となった場所から自宅までの帰宅費用をお支払いします。

（2）ご利用上のご注意

- ① 帰宅費用は一旦利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。
- ② 当会社が支払う帰宅費用は、自力走行不能となったご契約のお車・バイクの自動車検査証記載の乗車定員かつ実際に代替交通機関に搭乗した人数分を上限とし、事故または故障の当日または翌日のがれか 1 分の帰宅費用の実費に限ります。
- ③ 帰宅費用の対象となる代替交通機関とは、タクシー、電車、飛行機、船舶等をいい、レンタカーを除きます。ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラス等のご利用により、通常の交通費を超過した金額は帰宅費用に含みません。また、通常の交通費とは、合理的な経路および方法により発生した交通費をいいます。
- ④ このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。（「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」について JA F が提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。）
- ⑤ ご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となった場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合でも、代替交通機関のご案内はしますが、帰宅費用についてはお支払いできません。
- ⑥ 対象契約に事故付隨費用補償特約がセッタされており、この特約の保険金のお支払い対象となる場合は、帰宅費用をこの特約の保険金として取り扱い、1 名 20,000 円（税込）を限度にお支払いします。

5. 車両搬送サービス

（1）内容

自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となり修理した場合に、修理完了後のご契約のお車・バイクの自宅への運搬の手配をするとともに、運搬費用を 100,000 円（税込）を限度にお支払いします。

（2）ご利用上のご注意

- ① このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。（「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」について JA F が提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。）
- ② ご契約のお車・バイクが事故または故障により自力走行不能となった場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合でも、自宅への運搬の手配はしますが、運搬費用についてはお支払いできません。

6. 故障電話相談サービス

（1）内容

ご契約のお車・バイクに故障や車両トラブルが発生した場合、整備士等が電話でご相談を受け、アドバイスを行います。

（2）ご利用上のご注意

アドバイスで解決できない場合は、「レッカーサービス」や「車両トラブル緊急対応サービス」の内容に基づき対応します。

7. ガソリンスタンド案内サービス

ガソリンスタンドの情報をご案内します。

8. レンタカー案内サービス

（1）内容

レンタカーを優待価格（有料）でご案内します。

（2）ご利用上のご注意

- ① 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
- ② ご案内は、レンタカー会社の営業時間内に限ります。

9. 安心車検紹介サービス

（1）内容

高品質の車検を優待価格（有料）でご紹介します。

引取・納車無料、代車無料、納車時洗車無料、修理が必要な場合の修理工賃 10%割引の特典があります。

（2）ご利用上のご注意

- ① 総合バイク保険は、サービス対象外となります。
- ② ご紹介は、車検業者の営業時間内に限ります。

10. 携帯電話 GPS 位置情報サービス

（1）内容

ロードサービスをご利用の際、携帯電話に搭載された GPS 機能を使って、事故、故障または車両トラブルの現場等の位置情報をロードサービス提供者に通知することができます。

（2）ご利用上のご注意

- ① このサービスを利用されるには、次の条件に同意いただくことが必要です。
 - （a）このサービスを利用するための通信費などの費用は、利用者の負担となります。
 - （b）このサービスでは、利用者の位置情報をロードサービス提供者に通知します。ただし、電話番号などの個人情報は通知されません。
 - （c）位置情報の精度については、携帯電話事業者のサービスおよび利用者の携帯電話機種に依存します。また、GPS 機能付き携帯電話からこのサービスを利用した場合でも、位置測位時の場所や条件により、精度が変化します。
 - （d）このサービスは、予告なしに内容の変更やメンテナンスのため運用を停止する場合があります。
- ② 屋内など衛星から捕捉されない場所では、最寄りの基地局情報をなる場合があります。
- ③ NTT docomo、au、SoftBank、WILLCOM の 4 キャリアでご利用いただけますが、一部対応できない機種があります。またスマートフォンからのご利用はできません。

11. ガソリン 10 リットルサービス

（1）内容

自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車・バイクがガス欠により自力走行不能となった場合、ガス欠の現場へ急行し、10 リットルまでのガソリン（または軽油）を無料でお届けします。（ガソリンまたは軽油代も無料です。）

（2）ご利用上のご注意

- ① このサービスは、対象契約が継続契約である場合に限られます。
- ② このサービスは、対象契約の保険期間内において 90 日間で 1 回を限度とします。（90 日間とは、本作業利用日からその日を含めた 90 日間をいいます。）
- ③ 軽油については、夜間に用意できない場合があります。
- ④ 一般道路・高速道路いずれでも利用可能ですが、利用者ご自身で調達が可能な場所（例：高速道路のサービスエリア内）では対象外となります。
- ⑤ ご契約のお車・バイクがガス欠となった場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合でも、ガソリンのお届けはしますが、ガソリン代については利用者の負担となります。
- ⑥ 車種によっては燃料タンクの容量が 10 リットル未満の場合がありますが、その場合は、燃料タンク容量内でのご提供となります。

12. レンタカー 12 時間サービス

（1）内容

自宅から直線距離で 50km 以上遠方でご契約のお車が事故または故障により自力走行不能となった場合に、レンタカー（5 ナンバー車）をご案内し、レンタカー代を 12 時間を限度にお支払いします。

（2）ご利用上のご注意

- ① このサービスは、対象契約が継続契約である場合に限られます。また、総合バイク保険は、サービス対象外となります。
- ② レンタカー代は一旦利用者が立て替え、後日、ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。また、乗り捨てされた場合の料金や、免責補償制度の保険料、ガソリン代、高速通行料は利用者の負担となります。
- ③ このサービスの対象となる車種は、5 ナンバーのセダンタイプとします。より高いクラスを利用した場合、超過した額は利用者の負担となります。
- ④ このサービスは、事故または故障の当日または翌日ににおける、事故または故障が生じた場所からの利用の場合に限ります。
- ⑤ ご契約のお車に事故または故障が生じた場所が自宅から直線距離で 50km 未満の場所である場合は、レンタカーを割引価格でご案内しますが、レンタカー代は利用者の負担となります。
- ⑥ このサービスをご利用いただけるのは、「レッカーサービス」または「車両トラブル緊急対応サービス」をご利用いただいた場合に限りますので、このサービスを利用される場合には必ず事前に「ロードサービスセンター」へご連絡ください。（「レッカーサービス」

または「車両トラブル緊急対応サービス」について J A F が提供するサービスをご利用された場合も、事前に「ロードサービスセンター」へご連絡があればこのサービスをご利用できます。)

<特約一覧>

適用される特約	保険証券上の表示（略称等）	ページ
(1) 被保険自動車の定義に関する特約（原動機付自転車用）	被保険自動車原付特約 運転者年齢条件 21歳以上補償 運転者年齢条件 26歳以上補償 運転者年齢条件 30歳以上補償	15 15 15 15
(2) 運転者年齢限定特約	表示されません※ ※(2)運転者年齢限定特約をセットされたご契約には自動セットされております。	15
(3) 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動補償特約		
(4) 自損事故傷害特約	自損事故傷害特約	15
(5) 無保険車傷害特約	無保険車傷害特約	17
(6) 人身傷害補償特約	人身傷害補償特約	19
(7) 人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約	搭乗中のみ補償特約	26
(8) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約	搭傷死亡等対象外特約	26
(9) 自動車事故弁護士費用等補償特約	弁護士費用補償特約	26
(10) 対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用特約	28
(11) 保険料分割払特約	表示されません※ ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	28
(12) 保険料分割払の追加保険料に関する特約	表示されません※ ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	30
(13) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約	クレジットカード（特約付）	30
(14) 保険証券の不発行に関する特約	eサービス（証券不発行）特約	31